

調整方針(案)一覧 (補助金、交付金等の取扱い)

4 補助金、交付金

(1) 現行どおりとするもの

No.	事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
1	交通安全母の会連絡協議会補助金・活動助成金	各自治会連合会単位で、任意で活動している交通安全母の会の健全な運営を図るため補助金を交付している。活動内容としては、登校時の街頭監視、各季・各種交通安全運動への参加、市が実施する交通安全教室への協力等である。	交通安全母の会は、保育園・幼稚園に通園する園児の保護者によって構成されており、健全な運営を図るため補助金を交付している。活動内容は、保育園・幼稚園で交通安全教室を開催している	【対象】 小田原市交通安全母の会連絡協議会 【補助金額等】 298,000円 【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 交通安全母の会活動助成金 【補助金額等】 50,400円 【国、県等からの財源】 市単独事業	現行どおりとする。	小田原市交通安全母の会連絡協議会と南足柄市交通安全母の会では、活動内容が異なるため、それぞれが存続することとなり、小田原市交通安全母の会連絡協議会補助金と交通安全母の会活動助成金の制度をそれぞれ継続する。	特になし。	特になし。
2	自治会組織活動交付金		市内の各自治会へ交付金を交付することにより、自治会の活動及び組織の充実と、地域活性化を支援する。		【対象】 市内34自治会 【補助金額等】 均等割・・・@175,000円 世帯割・・・@590円 組割・・・@3,740円 未加入世帯(自治会の協力による広報誌配付)・・・@400円 【国、県等からの財源】 市単独事業	現行どおりとする。 当分の間、現南足柄市の区域で交付金を継続する。	南足柄市の自治会の活動資金が急激に減らないよう、当分の間現在の制度を継続する。将来的には、小田原市の事務処理方法である、行政事務委託事業として整理する	特になし。	特になし。
3	コミュニティ助成事業補助金	一般財団法人自治総合センターの「コミュニティ助成事業助成金」を特定財源にして、小田原市自治会総連合に対し、コミュニティ助成事業補助金を交付する。	一般財団法人自治総合センターの「コミュニティ助成事業助成金」を特定財源にして、自治会に対し、コミュニティ助成事業補助金を交付する。	【対象】 小田原市自治会総連合 【補助金額等】 上限2,500,000円 【国、県等からの財源】 財源率100%(一般財団法人自治総合センター)	【対象】 自治会 【補助金額等】 上限2,500,000円 【国、県等からの財源】 財源率100%(一般財団法人自治総合センター)	現行どおりとする。	同じ事務内容のためそのまま統合する。助成対象については検討を要する。	特になし。	特になし。
4	小田原映画祭開催事業費補助金	小田原映画祭開催のための事務及び事業に要する経費に対し、補助金を交付する。		【対象】 小田原映画祭実行委員会 ○事業 オープニング上映等、映画祭のシンボルイベントを実施する事業 ショートフィルムコンテストの開催に関わる事業 小田原ゆかりの作品の上映に関わる事業 【補助金額等】 事業費の2分の1を上限、予算の範囲内 【国、県等からの財源】 市単独事業		現行どおりとする。	文化振興及び市の魅力発信につながる市民による活動を継続的に支援する。	市民による文化活動を継続的に支援できる。	特になし。
5	文化団体事業費補助金	市民文化団体の活動を促進し、市民文化の高揚と振興に寄与することを目的に補助金を交付する。		【対象】 小田原市文化連盟 【補助金額等】 予算の範囲内において市長が定める額 【国、県等からの財源】 市単独事業		現行どおりとする。 両市の団体が統合され、新しい団体を組織した場合、新たな水準で補助する。	団体の活動を促進するため、支援を継続する。団体数に応じて補助する。	補助金を交付することで、一体性を持った支援ができる。	特になし。
6	小田原市民文化祭参加後援団体補助金	文化団体の市民文化祭への参加を促進し、市民文化の高揚と振興に寄与することを目的に補助金を交付する。		【対象】 市民文化祭に参加し、市の後援を認められた団体・事業 【補助金額等】 予算の範囲内において市長が定める額 【国、県等からの財源】 市単独事業		現行どおりとする。 他の補助金等と合わせて新しい基準を検討する。	文化祭事業や団体のあり方と併せて、合併後3年を目処に検討する。	活動団体の自立が図られる。	文化祭全体の構成等を再検討する際に困難が予想されるため、文化祭開催について検討するとともに、補助金周知、金額の増加について検討する。

No.	事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
7	小田原海外市民交流会補助金・姉妹都市交流協会運営補助金	小田原海外市民交流会の発展を期するとともに、運営の円滑化を図ることを目的に補助金を交付する。	南足柄市姉妹都市交流協会に対し、その運営補助金を交付する。	【対象】 小田原海外市民交流会の運営を図るための補助金 【補助金額等】 総事業費の50%以下 【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 南足柄市姉妹都市交流協会の健全な運営を図るための補助金 【補助金額等】 1 事業費補助を基本とする。 2 補助する事業は、オランダ国やティルブルグ市を市民に広く紹介する事業や生涯学習となる事業等を基本とする。 3 交流団派遣事業、交流協会だより発行、研修会等は交流協会独自の事業と考え、補助対象外とする。 4 1から3までの考えを基本に、事業費計の2分の1を限度とし、予算の範囲内の額とする。 【国、県等からの財源】 市単独事業	現行どおりとする。	現行のまま引き継ぐが、姉妹都市のあり方も見ながら3年を目処に検討する。	長年にわたる友好関係を維持することができる。	新市の一体感を確保できない。
8	小田原ゆかりの優れた建造物に係る補助金	小田原ゆかりの優れた建造物(以下「認定建造物」という。)の保存を図るため、認定建造物の保全等の事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。		【対象】 1 認定建造物の認定時若しくは認定時と同程度の外観の保全に係る修理、修復、復元等の事業 2 認定建造物と一体的な景観をなす外構を整備する事業 3 認定建造物の防災のための施設を設置する事業 4 前3号に掲げるもののほか、特に市長の認める保全に関する事業 【補助金額等】 ○外観保全 補助対象事業費に1/2を乗じて得た額 300万円を限度 ○外構保全 補助対象事業費に1/2を乗じて得た額 150万円を限度 ○防災施設保全 補助対象事業費に3/4を乗じて得た額 300万円を限度 ○その他の保全 補助対象事業費に1/2を乗じて得た額 100万円を限度 【国、県等からの財源】 市単独事業		現行どおりとする。	小田原市内にある建築技術や意匠等の優れた、著名人にゆかりのある建造物の保存及び活用を図ることにより、個性的で魅力的な、うるおいのあるまちづくりの創造に資することを目的としており、この目的を達成するためには必要なものである。	本補助金を継続することにより、建造物の保存及び活用が図られ、個性的で魅力的な、潤いのあるまちづくりが推進できる。	特になし。
9	原爆被災者の会補助金	小田原市原爆被災者の会の事業費に対し補助する。		【対象】 小田原市原爆被災者の会 【補助金額等】 予算の範囲内において市長が定める額 【国、県等からの財源】 市単独事業		現行どおりとする。	小田原市原爆被災者の会には南足柄市民も加入しているため、小田原市原爆被災者の会に対して現行と同額の補助金を交付する。	市の事業等に協力している団体に現状どおりの補助ができる。	経費の削減なし。活動内容等によって、補助金額の調整を検討する。
10	シルバー人材センター補助金	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターの運営を支援する。	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターの運営を支援する。	【対象】 シルバー人材センター 【補助金額等】 10,280千円 前年度の厚生労働省職業安定局長通知のシルバー人材センター事業執行方針に規定する国庫の運営費及び事業費の補助単価限度額の合計額を上限とし、市長が定める額。 【国、県等からの財源】 市単独事業。ただし、市の補助金額を上限として、国からシルバー人材センターへ補助金が交付される。	【対象】 シルバー人材センター 【補助金額等】 8,800千円 前年度の厚生労働省職業安定局長通知のシルバー人材センター事業執行方針に規定する国庫の運営費及び事業費の補助単価限度額の合計額を上限とし、市長が定める額。 【国、県等からの財源】 市単独事業。ただし、市の補助金額を上限として、国からシルバー人材センターへ補助金が交付される。	現行どおりとする。	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十七条で、「都道府県知事は、市町村の区域ごとに一個に限り指定することができる。」と規定されていることから、合併後の市域で一つの組織となるよう働きかけるとともに、合併後の団体に対し、国の指針に基づき、引き続き支援を行う。	両市において、従来と同様の活動が継続され、高齢者福祉の増進につながる。	特になし。

No.	事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
11	社会福祉法人等利用者負担軽減事業費補助金・社会福祉法人による介護サービス利用者負担軽減制度	介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割にかんがみ、低所得で生計が困難である者の利用者負担を軽減し、軽減額が以下の助成要件に該当する場合に、軽減分の一部を社会福祉法人等に助成する。	国が定める「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業実施要綱」に基づき実施する。	【対象】 軽減制度を実施した社会福祉法人等 要件：軽減総額が、本来受領すべき利用者負担収入の1%（介護老人福祉施設の場合は10%）を超えた場合に助成 【補助金額等】 軽減制度を実施した法人の軽減総額から、本来受領すべき利用者負担収入の1%を差し引いた部分の1/2を助成（介護老人福祉施設の場合は、軽減総額が本来受領すべき利用者負担収入の10%を超えたときに、超えた部分の全額を助成） 【国、県等からの財源】 県3/4（国2/4）	【対象】 軽減制度を実施した社会福祉法人等 要件：軽減総額が、本来受領すべき利用者負担収入の1%（介護老人福祉施設の場合は10%）を超えた場合に助成 【補助金額等】 軽減制度を実施した法人の軽減総額から、本来受領すべき利用者負担収入の1%を差し引いた部分の1/2を助成（介護老人福祉施設の場合は、軽減総額が本来受領すべき利用者負担収入の10%を超えたときに、超えた部分の全額を助成） 【国、県等からの財源】 県3/4（国2/4）	現行どおりとする。	法令に基づく自治事務であり、要件、金額、事務処理方法が同じため。	特になし。	特になし。
12	居宅介護支援事業者等事務費補助金・住宅改修支援事業	介護保険被保険者のうち、居宅介護（介護予防）支援の提供を受けていない要支援・要介護認定者に係る「住宅改修が必要な理由書」を作成した居宅介護（介護予防）支援事業者に対し、事務費用の一部を助成する。	介護保険制度による住宅改修を行う際に必要な書類を作成した者の業務に対し、補助金を交付することにより、当該業務実施者を支援することを目的とする。	【対象】 介護保険被保険者のうち、居宅介護（介護予防）支援の提供を受けていない要支援・要介護認定者に係る「住宅改修が必要な理由書」を作成した居宅介護（介護予防）支援事業者 【補助金額等】 2,000円（1件につき） 【国、県等からの財源】 国39%、県19.5%、市19.5%、保険料22%	【対象】 介護保険法施行規則に規定する住宅改修費の支給の申請書に貼付する理由書を作成する業務であり、市の居宅介護保険費保険者又は居宅要支援被保険者に係る理由書作成業務を行ったもので、要件を満たすもの。 【補助金額等】 2,000円（1件につき） 【国、県等からの財源】 国39%、県19.5%、市19.5%、保険料22%	現行どおりとする。	法令に基づく自治事務であり、要件、金額、事務処理方法が同じため。	特になし。	特になし。
13	地域介護・福祉空間等整備費補助金	市内において、厚生労働省が定める「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱」に規定する事業を行う者に対し、整備費補助金を交付する。	市内において、厚生労働省が定める「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱」に規定する事業を行う者に対し、整備費補助金を交付する。	【対象】 国要綱で定める事業のうち、市が作成する整備計画で規定する事業 【補助金額等】 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の範囲内で市長が定める額 【国、県等からの財源】 国10/10（金額は、活用する補助対象事業及び施設種別により異なる。）	【対象】 国要綱で定める事業のうち、市が作成する整備計画で規定する事業 【補助金額等】 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の範囲内で市長が定める額 【国、県等からの財源】 国10/10（金額は、活用する補助対象事業及び施設種別により異なる。）	現行どおりとする。	両市で同内容の事業を行っているため、現行のまま継続する。（両市とも、国の補助要綱に記載された補助率10/10の事業を実施している。）	特になし。	特になし。
14	地域医療介護総合確保基金事業費補助金	市内において、「神奈川県地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金交付要綱」に規定する介護施設等整備事業のうち、地域密着型サービス等整備助成事業又は施設開設準備経費等支援事業の対象となる事業を行う者に対し、事業費補助金を交付する。	介護施設の設置及びその開設準備を行う者の業務に対し、補助金を交付することにより、当該業務実施者を支援することを目的とする。	【対象】 県要綱で定める事業のうち、市が作成する整備計画で規定する事業 【補助金額等】 県要綱の規定により算出された補助額の範囲内で市長が定める額 【国、県等からの財源】 国10/10	【対象】 神奈川県地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金交付要綱に掲げる事業であり、県が交付事業として採択したもの 【補助金額等】 県要綱の規定により算出された補助額の範囲内で市長が定める額 【国、県等からの財源】 国10/10	現行どおりとする。	国、県の補助事業であり、両市ともほぼ同じ事務処理を行っている。	特になし。	特になし。

No.	事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
15	敬老行事補助金	【参考】 敬老行事補助金の規定は無し。ただし、敬老行事事務委託についての規定があり、敬老行事実施団体へ敬老行事対象者数を基礎として委託料を支出している。	敬老行事を実施する自治会、老人会等の団体に対し、地域敬老行事補助金を交付する。		【対象】 当該年度の4月1日に70歳以上の高齢者の人数に応じた自治会ごとの補助金額 【補助金額等】 <70歳以上の高齢者数に応じた金額> ○50人以下 10,000円 ○51人～100人以下 15,000円 ○101人～150人以下 25,000円 ○151人～200人以下 35,000円 ○201人～250人以下 45,000円 ○250人～300人以下 50,000円 ○301人～400人以下 60,000円 ○401人～500人以下 70,000円 ○501人～600人以下 80,000円 ○601人～700人以下 90,000円 ○701人以上 100,000円 【国、県等からの財源】 市単独事業	現行どおりとする。 当面、市域別に両市現行事業を併用実施する。	市民主体の事業でもあり、両市の制度に大きな違いがあることから、合併時は市域別でそれぞれの現行事業を併用実施し、合併後、事業のあり方を協議する。	新たな実施水準について、合併後の市において協議するため、それぞれの地域の意見を踏まえた事業となりうる。	合併時に市域で相違が生じているため、合併前の協議・調整は難しい。
16	成年後見制度利用支援補助金	知的障がいや精神障がい等により、判断能力が十分でない者に対し、本人に代わり後見人等が契約行為や財産管理を行えるよう、家庭裁判所に成年後見制度の申立てを行う。また、申立てを行った者のうち、低所得者に対しては、審判請求に係る費用及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する。	市長が行う後見開始等の審判請求及び後見人等への報酬助成	【対象】 小田原市成年後見制度における市長が行う審判の請求に関する要綱に基づき、市長が家庭裁判所に対して後見開始、保佐開始及び補助開始の審判の請求を行った者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1)生活保護を受けている者及びこれに準ずる者 (2)成年後見制度の利用に要する費用を負担することが困難であると市長が認める者 【補助金額等】(1月につき) 特別養護老人ホーム等の施設入所者 18,000円を上限 その他 28,000円を上限 【国、県等からの財源】 国1/2 県1/4	【対象】 市長申立てによる後見開始の対象者や低所得者 【補助金額等】(1月につき) 特別養護老人ホーム等の施設入所者 18,000円を上限 その他 28,000円を上限 【国、県等からの財源】 国1/2 県1/4	現行どおりとする。	現在、同じような基準で行っている。	業務の一本化。	特になし。
17	障害者スポーツ振興事業費補助金	県障害者スポーツ大会を開催する団体へ補助金を交付する。	障害者スポーツ振興事業費(ゆうあいピック)に対して補助金を交付する。	【対象】 神奈川県障害者スポーツ振興協議会 【補助金額等】 事業に必要と認められる経費から事業に関する収入を差し引いた額。ただし、予算の範囲を上限とする。 【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 神奈川県障害者スポーツ振興協議会 【補助金額等】 50,000円 【国、県等からの財源】 市単独事業	現行どおりとする。	障害者スポーツ大会参加者等により、金額を決定している。	現行の補助を継続して行うことができる。	特になし。
18	障害者グループホーム等(新規)設置費補助金	地域における障がいの者の生活の場の整備を促進するため、グループホームの新設に伴う初度調弁費用の一部を補助する。	事業者が新たに設置するグループホームにおいて利用者の用に供する備品等を購入したものに、補助金を交付する。	【対象】 新規にグループホーム等を設置するもので、市長が認めたもの 【補助金額等】 在宅障害者福祉対策推進事業補助金交付要綱に定める障害者グループホーム等運営費補助事業(県単)の補助基準額(1件50万円)の範囲内で市長が定める額 【国、県等からの財源】 市町村事業推進交付金(10/10)	【対象】 市内にグループホーム等を新規に設置した社会福祉法人かNPO法人 【補助金額等】 在宅障害者福祉対策推進事業補助金交付要綱に定める障害者グループホーム等運営費補助事業(県単)の補助基準額(1件50万円)の範囲内で市長が定める額 【国、県等からの財源】 市町村事業推進交付金(10/10)	現行どおりとする。	両市とも実施内容が同じため。	特になし。	特になし。

No.	事務事業名	概 要		現 況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
19	児童発達支援センター運営費補助金	児童発達支援センターにおける給食の調理、配膳等に携わる職員の検便検査に関する事業について、補助金を交付する。		【対象】 ほうあんふじ 【補助金額等】 検便検査に要する費用。ただし予算の範囲内を上限とする。 【国、県等からの財源】 市単独事業		現行どおりとする。	小田原市の給付水準を維持し、サービスを維持する。	福祉関係団体に現状どおりの補助ができる。	特になし。
20	南足柄市医師連盟補助金		南足柄市医師連盟の活動を補助するため、補助金を交付する。		【対象】 足柄上医師会加盟医師のうち、南足柄市に医療機関がある医師で構成される23医療機関31人 【補助金額等】 250,000円(平成27年度) 【国、県等からの財源】 市単独事業	現行どおりとする。	合併に際し、連盟のあり方について検討していただき、併せて補助金のあり方についても検討する。	特になし。	特になし。
21	南足柄市歯科医師連盟補助金		南足柄市歯科医師連盟の活動を補助するため、補助金を交付する。		【対象】 足柄上歯科医師会加盟歯科医師のうち、南足柄市に歯科診療所がある医師で構成される12歯科12人 【補助金額等】 200,000円(平成27年度) 【国、県等からの財源】 市単独事業	現行どおりとする。	合併に際し、連盟のあり方について検討していただき、併せて補助金のあり方についても検討する。	特になし。	特になし。
22	小田原高等看護専門学校運営費補助金	看護専門学校等の運営を円滑かつ効率的に遂行し、地域医療の充実に必要な看護師等を確保する。		【対象】 一般社団法人 小田原医師会 【補助金額等】 (支出額-収入額)以内で、予算の範囲内において市長が定める額 【国、県等からの財源】 市単独事業		現行どおりとする。	高等看護専門学校の運営を円滑かつ効率的に遂行し、地域医療の充実に必要な看護師を確保するため、運営費の一部を助成する。	特になし。	特になし。
23	広域二次病院群輪番制運営費補助金	入院や手術を要する救急患者及び一次医療機関からの転送患者に対応するため、県西地域内の10病院が輪番により内科系、外科系の2病院体制で、毎夜間及び休日昼間に診療を行うための運営費を助成する。		【対象】 一般社団法人 小田原医師会 【補助金額等】 予算の範囲内において別に定める1日当たりの単価(100,000円)に実施日数を乗じて得た額 【国、県等からの財源】 1市8町負担金(平成27年9月1日現在の人口割により算定)		現行どおりとする。	二次救急医療体制を維持するため、補助金の支出及び補助額は適当である。	特になし。	特になし。
24	広域二次病院群補充輪番制運営費補助金	小田原市独自の施策として、広域二次輪番当番病院に市外病院が当たる場合、市民の利便向上のため、別の市内病院を補充するための運営費を助成する。		【対象】 一般社団法人 小田原医師会 【補助金額等】 予算の範囲内において別に定める1日当たりの単価(100,000円)に実施日数を乗じて得た額 【国、県等からの財源】 市単独事業		現行どおりとする。	二次救急医療体制を維持するため、補助金の支出及び補助額は、No.23広域二次病院群輪番制運営費補助金と同様とする。	財政負担が軽減される。小田原市内の病院の負担が軽減される。	特になし。

No.	事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
25	広域二次救急医療確保対策調整費補助金	広域二次輪番当番病院を決定するための調整会議等の経費を助成する。		【対象】 一般社団法人 小田原医師会 【補助金額等】 (支出額-収入額)以内で、予算の範囲内において市長が定める額 【国、県等からの財源】 1市8町負担金(平成27年9月1日現在の人口割により算定)		現行どおりとする。	輪番による当番病院を協議、決定するための機関は必要であり、会議運営費用を現行通り負担する。	各医療機関が会議に参加することで事務が円滑に運営される。	特になし。
26	救急医療機関外国籍市民対策費補助金	医療費の負担能力に欠ける外国籍市民が、県内の救急医療機関を受診し、医療費の未収金が生じることによる医療機関の損失を補填する。	医療費の負担能力に欠ける外国籍市民が、県内の救急医療機関を受診し、医療費の未収金が生じることによる医療機関の損失を補填する。	【対象】 外国籍市民が救急医療機関において救急医療による治療を受け、当該外国籍市民の責務により医療費の弁済が行われない前年度の医療費のうち、原因が当該救急医療機関の責によらないもので回収に相当な努力をしたにもかかわらず生じた損失医療費。 【補助金額等】(1件1人当たり) 100万円まで(入院14日以内) 【国、県等からの財源】 県1/2	【対象】 外国籍市民が救急医療機関において救急医療による治療を受け、当該外国籍市民の責務により医療費の弁済が行われない前年度の医療費のうち、原因が当該救急医療機関の責によらないもので回収に相当な努力をしたにもかかわらず生じた損失医療費。 【補助金額等】(1件1人当たり) 100万円まで(入院14日以内) 【国、県等からの財源】 県1/2	現行どおりとする。	神奈川県救急医療機関外国籍市民対策費補助要綱において、市町村が助成することになっているほか、1人当たりの助成金額上限等も決まっている。	特になし。	特になし。
27	地域でつくる健康づくり支援事業補助金	市民の健康増進を図るため、地域で主体的に取り組む健康づくり運動を推進する。		【対象】 健康おだわら普及員連絡会 【補助金額等】 (支出額-収入額)以内で、予算の範囲内において市長が定める額 【国、県等からの財源】 市単独事業		現行どおりとする。 ただし、合併後3年を目途に補助金のあり方を見直す。	現在、南足柄市においては、小田原市のような地区自治会連合会から推薦を受けた健康づくりに関する組織がないため、合併後、調整が必要である。	特になし。	特になし。
28	産科医師分娩手当補助金	地域でお産を支える産科医、産婦人科医及び助産師の処遇改善を図ることで、産科医療機関、助産所及び産科医等の確保を図る。		【対象】 分娩を取扱う医療機関で、次の条件を満たすもの。 1 雇用契約等で、産科医等に対する分娩手当の支給が明記されていること。 2 一分娩あたり、一般的に入院から退院までの分娩費用として徴収する金額が55万円未満であること。 【補助金額等】 10,000円に年間分娩取扱件数を乗じて得た金額と、対象事業の年間実支出額を比較して少ない方の額に、3分の1を乗じて得た額とする(千円未満切捨て)。 【国、県等からの財源】 県1/3		現行どおりとする。	法律に基づき実施し、補助額も決まっていることから現行の水準で実施する。	特になし。	特になし。

No.	事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
29	地域げんき作戦活動助成金		地域げんき作戦会議を経て、自治会単位で組織した健康づくりの団体に対し、その活動費の一部を助成。(広町、関本、台河原、生駒の4団体)		【対象】 地域げんき作戦会議を経て自治会単位で健康づくりを推進する団体であること。 【補助金額等】(1団体につき)9,000円 【国、県等からの財源】 市単独事業	現行どおりとする。	合併後、組織のあり方を検討する。	地域において健康づくりが推進される。	健康づくりへの取組に市域内で差が出るため、他の助成事業の活用を検討する。
30	国民健康保険事業協力補助金	国民健康保険事業を円滑に実施し、もって地域住民の健康維持に寄与する事業を行う場合に補助金を交付する。		【対象】 小田原医師会、小田原歯科医師会、小田原薬剤師会、神奈川県柔道整復師会小田原支部 ○その他 補助金交付要綱に則していること 【補助金額等】 ○小田原医師会 924,000円 ○小田原歯科医師会 460,000円 ○小田原薬剤師会 192,000円 ○神奈川県柔道整復師会小田原支部 38,000円 【国、県等からの財源】 市単独事業		現行どおりとする。	医師会、歯科医師会については新しい市域で活動することを想定しているが、事業内容に大きな変更は生じないと思われるため。(薬剤師会、柔道整復師会はすでに対象エリアとなっていることから変更の必要はない。)	各団体との調整不要。	特になし。
31	児童遊園地補修・増設、撤去費補助金	民間児童遊園地(以下「遊園地」という。)の普及と遊器具の整備等を促進し、もって児童に健全な遊び場を与え、交通事故等による傷害の防止及び健康の増進を図る。		【対象】 1 遊器具又は危険防止等の設備の修理 2 新たに遊器具の購入又は危険防止等の設備の設置 3 遊器具又は危険防止等の設備の撤去移設 4 大規模な塗装 【補助金額等】 42,700円を上限として補助対象経費の2分の1(百円未満切捨)。ただし、市長が特に必要と認めるときは、増額することができる。 【国、県等からの財源】 市単独事業		現行どおりとする。 南足柄市の児童遊園地は市有財産であるため、小田原市域のみ補助制度を継続する。	児童遊園地の修繕費については、両市の取扱いの違いが大きく、南足柄市においては、直営事業となっている。	特になし。	事務の合理化、財政的な効果が見込めない。
32	児童遊園地運営費補助金	民間児童遊園地(以下「遊園地」という。)の普及と遊器具の整備等を促進し、もって児童に健全な遊び場を与え、交通事故等による傷害の防止及び健康の増進を図る。		【対象】 1 さく、植木等の手入れ 2 遊園地内の清掃 3 光熱水の供給 4 その他遊園地維持のために必要な諸資材購入等 【補助金額等】 18,000円を上限として補助対象費用の2分の1(百円未満切捨)。ただし、市長が特に必要と認めるときは、増額することができる。 【国、県等からの財源】 市単独事業		現行どおりとする。 小田原市域のみを対象とする。	小田原市と南足柄市では児童公園設置の経緯が異なり、統合困難。当面、それぞれの地域での対応を継続し、自治会支援のあり方などを踏まえて将来的に見直ししていく。	特になし。	事務の効率化、財政的な効果が見込めないため、運営費補助金の見直しを検討する。

No.	事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
33	遊園地施設賠償責任保険料補助金	民間児童遊園地(以下「遊園地」という。)の普及と遊器具の整備等を促進し、もって児童に健全な遊び場を与え、交通事故等による傷害の防止及び健康の増進を図る。		【対象】 既設遊園地における賠償責任保険に係る保険料 【補助金額等】 保険料の全額に相当する額 【国、県等からの財源】 市単独事業		現行どおりとする。 現在の小田原市域のみ補助金による保険料支払を行っていく。	南足柄市域分は市有施設で一括加入しているため。(全国市長会 市民総合保障保険)	特になし。	特になし。
34	民間保育所特別経常費	施設整備のための借入金のうち、元金の償還分について補助する。県の「民間保育所特別経常費補助金交付要綱」に基づく。	施設整備のための借入金のうち、元金の償還分について補助する。県の「民間保育所特別経常費補助金交付要綱」に基づく。	【対象】 市内民間保育所7園(※新規分は対象外)社会福祉法人及び民法第34条に規定する公益法人が行う施設整備(修繕を含む。)及び設備整備のための独立行政法人福祉医療機構、年金福祉事業団又は神奈川県社会福祉協議会からの借入金償還元金 【補助金額等】 県の民間保育所特別経常費補助実施要領及び民間保育所特別経常費補助金交付基準に基づき算出した額(各園の各年度に係る償還元金の4分の3が補助額) 【国、県等からの財源】 民間保育所特別経常費補助金 県1/2	【対象】 市内民間保育所4園(※平成28年度補助金交付対象:補助1園)社会福祉法人及び民法第34条に規定する公益法人が行う施設整備(修繕を含む。)及び設備整備のための独立行政法人福祉医療機構、年金福祉事業団又は神奈川県社会福祉協議会からの借入金償還元金 【補助金額等】 県の民間保育所特別経常費補助実施要領及び民間保育所特別経常費補助金交付基準に基づき算出した額(各園の各年度に係る償還元金の4分の3が補助額) 【国、県等からの財源】 民間保育所特別経常費補助金 県1/2	現行どおりとする。	県補助事業に基づき交付している補助金であり、2市間の取扱いに差異はない。各園の施設整備のための借入金の償還元金に対する補助である。ため維持すべき補助金である。	特になし。	特になし。
35	保育支援員設置事業費補助金	保育に係る周辺業務を担う保育支援者の雇入れに要する費用の一部を補助する。国の「保育対策総合支援事業費補助金」の「保育体制強化事業」による。	地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材(保育支援者)を保育に係る周辺業務に活用し、保育士の負担を軽減することによって、保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備する費用の一部を補助。国の「保育対策総合支援事業費補助金」中、「保育体制強化事業」による。	【対象】 民間保育所のうち、保育支援員を雇用する施設(16園) 【補助金額等】 国の保育対策総合支援事業費補助金交付要綱により算出した額 1施設当たり月額90,000円×対象月数 【国、県等からの財源】 保育対策総合支援事業費補助金 国1/2、県1/4	【対象】 市内民間保育所4園のうち、保育支援員を雇用する施設(平成28年度:0園) 【補助金額等】 国の保育対策総合支援事業費補助金交付要綱により算出した額 1施設当たり月額90,000円×対象月数 【国、県等からの財源】 保育対策総合支援事業費補助金 国1/2、県1/4	現行どおりとする。	国の補助事業であり、2市間で取扱いに差異はない。	特になし。	特になし。
36	低年齢児受入対策緊急支援事業費補助金	定員を超えて0~2歳児の受入を行う保育所に対し、保育士を雇用する経費の一部を補助する。県の「低年齢児受入対策緊急支援事業費補助金」による。	保育所等が0~2歳児について定員を超過して受け入れるに当たり、配置基準を超えて配置する保育士の雇用経費の一部を補助。県の「低年齢児受入対策緊急支援事業費補助金」による。	【対象】 民間保育所等のうち、定員を超えた児童の受入を行う施設(15園) 【補助金額等】 県の低年齢児受入対策緊急支援事業実施要綱に基づき算出した額 入所した児童(1月につき) 4~6月 316,402円 7~12月 279,063円 1~3月 235,828円 【国、県等からの財源】 低年齢児受入対策緊急支援事業費補助金 県1/2	【対象】 市内民間保育所4園のうち、定員を超えた児童の受入を行う施設(平成28年度:4園) 【補助金額等】 県の低年齢児受入対策緊急支援事業実施要綱に基づき算出した額 入所した児童(1月につき) 4~6月 316,402円 7~12月 279,063円 1~3月 235,828円 【国、県等からの財源】 低年齢児受入対策緊急支援事業費補助金 県1/2	現行どおりとする。	待機児童対策のための県補助事業。 2市間で取扱いに差異はない。	特になし。	特になし。

No.	事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
37	地域型保育事業連携対策緊急支援事業費補助金	地域型保育事業の確保を図るため、連絡調整にかかる人件費の一部を補助する。県の「地域型保育事業連携対策緊急支援事業費補助金」による。	地域型保育事業を行う事業所の保育内容の支援や卒園児の受け入れを行う連携施設となる保育所等を設置する社会福祉法人等に対し、地域型保育事業者との連絡調整を行う者の雇用経費の一部を補助。県の「地域型保育事業連携対策緊急支援事業費補助金」による。	【対象】 民間保育所等のうち、地域型保育事業を行う事業所の保育内容の支援や卒園児の受け入れを行う連携施設となる施設(1園) 【補助金額等】 県の地域型保育事業連携対策緊急支援事業実施要綱に基づき算出した額 月額24,600円×連携月数 【国、県等からの財源】 地域型保育事業連携対策緊急支援事業費補助金(県)1/2	【対象】 市内民間保育所4園のうち、地域型保育事業を行う事業所の保育内容の支援や卒園児の受け入れを行う連携施設となる施設(平成28年度:0園) 【補助金額等】 県の地域型保育事業連携対策緊急支援事業実施要綱に基づき算出した額 月額24,600円×連携月数 【国、県等からの財源】 地域型保育事業連携対策緊急支援事業費補助金(県)1/2	現行どおりとする。	新制度の課題(待機児童の大きなウエイトを占める0~2歳児に対応するための地域型保育事業の3歳以降の受け皿確保となる連携施設設定のためのインセンティブ)に対応するための県補助事業。2市間の取扱いに差異はない。	特になし。	特になし。
38	民間保育所健康管理体制強化事業費補助金	保健師、看護師を雇用する保育所に対し、保育士を雇用した場合との経費の差額の一部を補助する。県の「民間保育所健康管理体制強化事業費補助金」による。	保育所等に通う児童の健康管理等を図るため、看護師等を雇用する保育所等を設置する社会福祉法人等に対し、保育士を雇用した場合の経費との差額の一部を補助。県の「民間保育所健康管理体制強化事業費補助金」による。	【対象】 民間保育所等のうち、看護師等を雇用する施設(2園) 【補助金額等】 県の民間保育所健康管理体制強化事業実施要綱に基づき算出した額 月額30,200円×看護師等を配置した月数 【国、県等からの財源】 民間保育所健康管理体制強化事業費補助金(県)1/2	【対象】 市内民間保育所4園のうち、看護師等を雇用する施設(平成28年度:0園) 【補助金額等】 県の民間保育所健康管理体制強化事業実施要綱に基づき算出した額 月額30,200円×看護師等を配置した月数 【国、県等からの財源】 民間保育所健康管理体制強化事業費補助金(県)1/2	現行どおりとする。	低年齢児の健康管理やアレルギー対応に係る保育士負担軽減などの課題に対応するための県補助事業。2市間で取扱いに差異はない。	特になし。	特になし。
39	要保護児童保育所受入促進事業費補助金	虐待等を受けた要保護児童を受け入れた保育所が保育士を雇用する経費の一部を補助する。県の「要保護児童保育所受入促進事業費補助金」による。	要保護児童など特別な支援を要する家庭の児童を受け入れた保育所等を設置する社会福祉法人等に対し、配置基準を超えて配置する保育士の雇用経費の一部を補助。県の「要保護児童保育所受入促進事業費補助金」による。	【対象】 民間保育所等のうち、要保護児童等の特別な支援を要する家庭の児童を受け入れた施設(3園) 【補助金額等】 県の要保護児童保育所受入促進事業実施要綱に基づき算出した額 月額56,144円×要保護児童が入所した月数 【国、県等からの財源】 要保護児童保育所受入促進事業費補助金(県)1/2	【対象】 市内民間保育所4園のうち、要保護児童等の特別な支援を要する家庭の児童を受け入れた施設(平成28年度:4園) 【補助金額等】 県の要保護児童保育所受入促進事業実施要綱に基づき算出した額 月額56,144円×要保護児童が入所した月数 【国、県等からの財源】 要保護児童保育所受入促進事業費補助金(県)1/2	現行どおりとする。	DV等のケースに係る保育士負担軽減などの課題に対応するための県補助事業。2市間で取扱いに差異はない。	特になし。	特になし。
40	届出保育施設利用者支援事業費補助金	届出保育施設に対し、入所児童の健康診断等に要する費用の一部を補助する。県の「届出保育施設利用者支援事業費補助金」による。	届出保育施設に対し、入所児童の健康診断等に要する費用の一部を補助。県の「届出保育施設利用者支援事業費補助金」による。	【対象】 届出保育施設5施設 ○事業 入所児童の定期健康診断費用、調理担当職員等の保菌検査料、施設賠償責任保険料 【補助金額等】 県の届出保育施設利用者支援事業実施要綱に基づき算出した額 ○健康診断:1人1回当たり4,000円 ○保菌検査:1人1回当たり月額840円(10~5月は470円) ○賠償責任保険料:施設当たり年額15,000円 【国、県等からの財源】 届出保育施設利用者支援事業費補助金(県)1/2	【対象】 届出保育施設(平成28年度:0施設) ○事業 入所児童の定期健康診断費用、調理担当職員等の保菌検査料、施設加入の賠償責任保険料 【補助金額等】 県の届出保育施設利用者支援事業実施要綱に基づき算出した額 ○健康診断:1人1回当たり4,000円 ○保菌検査:1人1回当たり月額840円(10~5月は470円) ○賠償責任保険料:施設当たり年額15,000円 【国、県等からの財源】 届出保育施設利用者支援事業費補助金(県)1/3	現行どおりとする。	認可外保育施設の児童処遇のための県補助事業であり、2市間の取扱いに差異はない。	特になし。	特になし。

No.	事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
41	遊器具保守点検料補助金	民間児童遊園地(以下「遊園地」という。)の普及と遊器具の整備等を促進し、もって児童に健全な遊び場を与え、交通事故等による傷害の防止及び健康の増進を図る。		【対象】 既設遊園地における遊園地遊器具保守点検料 【補助金額等】 90万円を上限として点検料の全額に相当する額 【国、県等からの財源】 市単独事業		現行どおりとする。 南足柄市の児童遊園地は市有財産であるため、小田原市域のみ補助制度を継続する。	児童遊園地の保守点検料については、両市の取扱いに違いがあり、南足柄市においては、直営事業となっている。	特になし。	特になし。
42	小田原地区高等学校定時制教育振興会補助金	小田原地区高等学校定時制教育振興会補助金 小田原地区高等学校定時制教育振興会は、勤労生徒の就学を援助し、より良い社会人、産業人を育成するため、小田原市区の定時制教育の振興と発展を図ることを目的とし、学校、行政(2市8町)、地元企業が力を合わせて活動している。小田原高校、小田原城北工業高校の地区別生徒数割合に応じて、2市8町の補助金の負担額を定めている。(奨学金、就学精進生徒の表彰、クラブ等援助費、会報発行に使われている。)	小田原地区高等学校定時制教育振興会補助金の支出	【対象】 小田原地区高等学校定時制教育振興会に係る運営費 【補助金額等】 市長が定める額 【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 小田原地区高等学校定時制教育振興会に係る運営費 【補助金額等】 市長が定める額 【国、県等からの財源】 市単独事業	現行どおりとする。	検討経過を尊重し補助事業を継続する。	経済的な困窮等から退学せざるを得ない状況等をふまえ、就学精進する生徒の支援を行うことができる。	行革の観点から、補助金の廃止が求められるため、地元企業も協力し会費負担しているが、さらに会員を拡大する。
43	県高等学校定通教育振興会負担金	神奈川県高等学校定通教育振興会負担金 県内に所在する高等学校の定時制通信制教育の振興を図る。	神奈川県高等学校定通教育振興会負担金 県内に所在する高等学校の定時制通信制教育の振興を図る。	【対象】 県高等学校定通教育振興会に係る運営費 【補助金額等】 市長が定める額 ○算定基準 基礎金額は、 1 (人口×0.135円)+(生徒数×13円) 2 暫定金額は基礎金額の千円未満を四捨五入して算出する。 3 補助金等申請要望額の最低額を4,000円とする。 4 政令市を除く人口が50万人を超える自治体については、特別会費として50,000円を加算して要望する。 【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 県高等学校定通教育振興会に係る運営費 【補助金額等】 市長が定める額 【国、県等からの財源】 市単独事業	現行どおりとする。	定時制及び通信制に学ぶ生徒は13,638人、小田原市内には176人、南足柄市内には35人となっており、定通生徒の福利厚生を目的とした補助金の趣旨をふまえ、一定の負担を行う。県高等学校定通教育振興会補助金の算定基準に従い、新市の人口及び生徒数により、補助金を支出する。	定時制高校の優良生徒表彰、会報発行、体育活動、文化活動等に対して支援することができる。	行政負担が軽減できないため、負担割合を定め、広く負担する制度となっている。

(2)小田原市の事務処理方式を適用するもの

No.	事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
44	防犯灯維持管理費補助金	自治会等の管理する防犯灯の維持管理に要する経費の軽減を図り、もって夜間における犯罪の発生防止に資する。		【対象】 防犯灯の維持管理を行う自治会又は市長が認める団体。 【補助金額等】(1年1灯につき) ○LED防犯灯 1,350円 ○蛍光灯等防犯灯 3,110円 ○水銀灯等防犯灯 6,450円 【国、県等からの財源】 市単独事業		小田原市の事務処理方式を適用する。	本補助金は、ESCO事業で市の管理とすることができず、自治会の管理となってしまう防犯灯の電気料金等の維持管理を行うための補助金であり、バランスを考慮し、引き続き助成することとする。	自治会所有の防犯灯の電気料金相当を負担することで、バランスが保たれる。	経費削減にならないため将来的には、自治会所有の防犯灯を無くし、市が新たに設置する。

No.	事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
45	交通安全協会補助金	小田原交通安全協会は、小田原警察署をはじめ、行政(1市3町)、交通関係団体等と連携を図りながら、地域住民の交通安全意識の向上に努めている。市では、こうした交通安全協会の活動に対して補助金を支出している。		【対象】 小田原交通安全協会 【補助金額等】 605,000円 【国、県等からの財源】 市単独事業		小田原市の事務処理方式を適用する。	交通安全協会は、交通安全思想の普及と交通道德の高揚に努め、交通事故のない平和な社会の実現に寄与することを目的としており、交通安全啓発に必要な組織であることから、小田原市の方式を引き継ぐこととする。	特になし。	特になし。
46	小田原地方防犯協会補助金・足柄上地区防犯協会連合会助成金	小田原地方防犯協会の健全な運営を図るため補助金を交付するもの。	足柄上地区防犯協会連合会の健全な運営を図るため補助金を交付するもの。	【対象】 小田原地方防犯協会 【補助金額等】 予算内で市長が定める額 【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 足柄上地区防犯協会連合会 【補助金額等】 76,000円 【国、県等からの財源】 市単独事業	小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原地方防犯協会補助金は、平成29年度から小田原地方防犯協会負担金として支出することとしており、南足柄市が小田原地方防犯協会へ編入すると想定し、引き続き負担金制度を継続する。	南足柄市が小田原地方防犯協会へ編入することで、スケールメリットが活かせる。	足柄上地区防犯協会連合会は5町での運営となるため、5町、小田原警察署及び松田警察署との調整が必須。
47	小田原地方防犯協会小田原支部補助金・南足柄市防犯協会助成金	小田原地方防犯協会小田原支部の活動費を補助する。	足柄上地区防犯協会連合会の健全な運営を図るため補助金を交付するもの。	【対象】 小田原地方防犯協会小田原支部 【補助金額等】 予算の範囲内 【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 南足柄市防犯協会 【補助金額等】 50,000円 【国、県等からの財源】 市単独事業	小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原地方防犯協会小田原支部補助金は、平成29年度から小田原地方防犯協会から支出することとしているが、南足柄市が小田原地方防犯協会小田原支部へ編入すると想定し、その方式を継続する。	南足柄市が小田原地方防犯協会へ編入することで、スケールメリットが活かせる。	特になし。
48	市民活動応援補助金・公益的市民活動助成金	市民活動団体が行う公益性の高い事業に対する財政的支援として、市民活動応援補助金を交付する。	市民活動団体が行う公益性の高い事業に対する財政的支援として、公益的市民活動助成金を交付する。	【対象】 ○スタートアップコース 地域社会が抱える課題の解決に向けて、団体が新たに取り組む事業(1回) ○ステップアップコース 地域社会が抱える課題の解決に向けて、団体がこれまで行ってきた活動の拡充または更なる発展を図ろうとする事業(3回まで) 【補助金額等】 ○スタートアップコース 上限10万円 ○ステップアップコース ・プランA 他の補助金等を控除した額の70%以下で20万円を上限 ・プランB 他の補助金等を控除した額の50%以下で30万円を上限 【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 ○初期コース 公益的市民活動団体の自立を支援する。前年度創設された事業。1回限り。 ○育成コース 公益的市民活動団体の自立・育成を支援する。3年前以降に創設された事業に対し2回まで。 ○継続コース 活動が継続できるようにするため3年前の3月31日までに創設された事業で3回まで。 【補助金額等】 ○初期コース 上限10万円 ○育成コース 事業費から収入、他の補助金等を控除した額(上限5万円) ○継続コース 事業費から収入、他の補助金等を控除した額の1/2(上限5万円) 【国、県等からの財源】 市単独事業	小田原市の事務処理方式を適用する。	利用ニーズ、実績の多い小田原市の方式を適用する。	市民ニーズに対する対応が確保でき、市民活動の推進につながる。	特になし。
49	人権擁護委員会補助金	人権擁護委員会の活動に対する補助金	人権擁護委員会の活動に対する補助金	【対象】 1 自由人権思想に関する啓発宣伝 2 人権侵犯事件の調査、情報収集及び相談活動 3 関係行政機関との連絡協議会への参加 4 その他人権の擁護を図るために実施する事業 【補助金額等】 予算の範囲内において市長が定める額 【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 1 自由人権思想に関する啓発宣伝 2 人権侵犯事件の調査、情報収集及び相談活動 3 関係行政機関との連絡協議会への参加 4 その他人権の擁護を図るために実施する事業 【補助金額等】 予算の範囲内において市長が定める額 【国、県等からの財源】 市単独事業	小田原市の事務処理方式を適用する。 両市の団体が統合され、新しい団体を組織した場合、小田原市の事務処理方式を適用し、西湘二宮人権擁護委員協議会の分担金に相当する額に加えて、現行の自主事業が実施できる額を支出する。	小田原市の事務処理方式を適用し、西湘二宮人権擁護委員協議会の分担金は新市人権擁護委員会が負担すべきものとし、分担金に相当する額を含めて補助金を支出する。	西湘二宮人権擁護委員協議会の構成員として、市人権擁護委員会が協議会への分担金を直接支出することができる。	西湘二宮人権擁護委員協議会への分担金の増減により、市人権擁護委員会の活動に対する実質の補助額が変わってしまう可能性があるため、西湘二宮人権擁護委員協議会への分担金の額にかかわらず、市人権擁護委員会に対し、自主事業を実施できるだけの一定額の補助ができるよう努める。

No.	事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
50	人権啓発活動事業費等補助金	人権諸問題の解決に向け、人権の擁護及び確立を目指すことを目的として組織された本市に活動の拠点を置く団体及び本市と協力して市内外で活動する団体が行う人権啓発活動に対し補助を行う。	人権諸問題の解決に向け、人権の擁護及び確立を目指すことを目的として組織された本市に活動の拠点を置く団体及び本市と協力して市内外で活動する団体が行う人権啓発活動に対し補助を行う。	【対象】 部落解放同盟神奈川県連合会小田原支部、・全日本同和会神奈川県連合会小田原支部、・神奈川県地域人権運動連合会小田原支部、・社団法人 神奈川県人権センター、・国連NGO 横浜国際人権センター 【補助金額等】 支出額から収入額を差し引いた額以内で、予算の範囲内において市長が定める額 【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 社団法人 神奈川県人権センター、・国連NGO 横浜国際人権センター 【補助金額等】 予算の範囲内において市長が定める額 【国、県等からの財源】 市単独事業	小田原市の事務処理方式を適用する。	一市分として取り扱うものとする。	合算するより、市の経費負担が小さくなる。	団体の活動資金が減るため、対象事業の精査を行う。
51	自主防災組織等育成事業補助金	地域防災訓練開催事業と自主防災組織資機材整備事業(防災資機材購入)に対して補助金を交付する。	防災資機材購入等に対して補助金を交付する。	【対象】 自治会連合会が実施する防災訓練事業、または自主防災組織(253自治会)が実施する防災資機材購入事業。 【補助金額等】 交付限度額範囲内、自治会連合会及び自主防災組織に対し、各事業毎年度1回交付を限度とする。 ○防災訓練事業 構成世帯数により40,000~105,000円。 ○防災資機材購入事業 購入金額の5分の4。補助限度額は100世帯未満30,000円、150世帯増毎に10,000円増。 【国、県等からの財源】 県補助あり	【対象】 地域の防災対策を確立するため自治会を単位として組織する自主防災組織(34自治会)で、市長に届出があり、平常時における防災知識の普及等や災害発生時の情報収集活動などを行うもの。 【補助金額等】 1会計年度の防災資機材購入等に係る実支出額と別に定める1会計年度の補助対象限度額とを比較して少ない方の額に2分の1の率を乗じて得た額。 【国、県等からの財源】 市単独事業	小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市の補助率を基準とし、自主防災組織の防災力の向上が図られるよう、助成事業を継続していく。	補助率が高いため、各自主防災組織において、より充実した資機材の整備、更新が図られる。	経費が増加する。
52	小田原市消防団員互助会補助金	小田原市消防団員の福祉の増進を図るため、小田原市消防団員互助会が行なう事業に要する経費に対し補助金を交付する。		【対象】 小田原市消防団員互助会(752人) 【補助金額等】(1人につき) 1,300円 【国、県等からの財源】 市単独事業		小田原市の事務処理方式を適用する。	現状の消防団員の福利厚生を維持する。	現状の消防団員の福利厚生の維持が可能となる。	南足柄市消防団員は互助会がないため、1人につき1,700円の個人負担額が生じる。
53	消防団交付金・消防団・本団・分団・部維持助成金	消防団が行なう事務、事業に要する経費に対し交付金を交付する。	消防団が行なう事務、事業に要する経費に対し交付金を交付する。	【対象】 消防団本部及び各消防分団(団員数の加算有) 【補助金額等】 ○消防団本部 75,000円 ○分団(23分団、752人) 1分団につき 75,000円 1人につき 7,100円 【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 南足柄市消防団 【補助金額等】 本団維持金(4人分) 254,200円 分団長維持金(9人分)、 285,950円 部維持金(28部) 2,353,450円 【国、県等からの財源】 市単独事業	小田原市の事務処理方式を適用する。	交付金を分配し、消防団活動の充実化を図る。	団員数に応じた交付金の分配により、消防団整備等の平準化が図れる。財政効果が見込まれる。	交付額が減額となる分団の消防団員の確保や消防団活動への影響が懸念されるため、年間事業計画等の見直しにより負担軽減をする。

No.	事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
54	海外姉妹都市青少年交流事業補助金	市内在住、在勤、在学の青少年を海外姉妹都市・チュルピスタ市に派遣し、ホームステイやボランティア活動を通し、国際的視野の拡大と相互理解の推進に役立てることを目的に補助金を交付する。		【対象】 小田原市海外市民交流会の実施する青少年海外姉妹都市派遣事業及び受入事業 【補助金額等】 事業費の50%以下 【国、県等からの財源】 市単独事業		小田原市の事務処理方式を適用する。	長年継続してきた交流を募集範囲、活動範囲を拡大し、さらに発展させることができる。	30年以上にわたる青少年交流を継続し、両市の交流がさらに深まる。	特になし。
55	文化財保存管理補助金・文化財保護事業補助金	文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって市民の文化向上に資するため国又は地方公共団体以外の者が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。(民俗芸能保存協会後継者育成事業費補助金を除く)	文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって市民の文化向上に資するため国又は地方公共団体以外の者が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。	【対象】 小田原市に所在する文化財の保存、保護のための修理、補修及び公開その他文化財の活用を図る事業(登録有形文化財にあっては、保存修理に係る設計監理事業。) 【補助金額等】 次に掲げる文化財の区分に応じて当該各号に定める額を上限として予算の範囲内において市長が定める額。 1 市指定文化財 補助事業経費の2分の1 2 国指定文化財及び登録有形文化財 補助事業経費の6分の1 3 県指定文化財 補助事業経費の4分の1 4 前3号に掲げるもの以外の文化財であつて教育委員会が認めるもの 補助事業経費の2分の1 【国、県等からの財源】 ○国指定・登録 国1/2、県1/6、市1/6(国・県は直接補助) ○県指定 県1/2、市1/4(県は直接補助) ○市指定 単独	【対象】 南足柄市に所在する市指定文化財の所有者等が行う文化財保護事業 【補助金額等】 次に掲げる文化財の区分に応じて当該各号に定める額を上限として予算の範囲内において市長が定める額。 1 市指定文化財 補助事業経費の1/2 【国、県等からの財源】 ○国指定 ○県指定 県1/2(県指定に対する市からの補助はなし) ○市指定 単独	小田原市の事務処理方式を適用する。	他市の事例も踏まえ、国・県・市の指定文化財に対し補助金を交付する。	国・県指定文化財に対する補助を行うことにより文化財保護の推進が図られる。	南足柄市の県指定文化財10件が新たに補助対象となることにより、補助金額が増加となるため、修理等の希望が多かった場合、その緊急度等の優先順位を踏まえ調整を図り、補助金額の平準化を図る。
56	小田原民俗芸能保存協会補助金・社会教育関係団体補助金	民俗芸能の保存、普及並びに後継者育成を目的に組織されている小田原民俗芸能保存協会の後継者育成事業に対し補助を行う。	社会教育の発展を図るため、文化財の保護を主たる目的とする団体等に対し補助を行う。	【対象】 小田原民俗芸能保存協会 【補助金額等】 事業総額の2分の1以内 【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 足柄ささら踊保存会、相模人形芝居足柄座 【補助金額等】 予算の範囲内において交付する。 72,000円(足柄ささら踊保存会:36,000円、相模人形芝居足柄座:36,000円) 【国、県等からの財源】 市単独事業	小田原市の事務処理方式を適用する。 小田原民俗芸能保存協会への補助金は現行のままとする。 社会教育関係団体補助金2団体への補助は廃止し、管理奨励金に振り替える。	南足柄市の2団体に小田原民俗芸能保存協会への加入を促す。 小田原民俗芸能保存協会への補助金は、現状を維持する。 また、2団体への社会教育関係団体補助金は、財源を管理奨励金へ移して交付する。(金額は調整) 以上の方向で関係団体と協議する。	個別団体への補助金を廃止することにより、公平性が図れる。 南足柄市の2団体には、補助金に変わり管理奨励金を交付することで代替案を示すことができる。	小田原民俗芸能保存協会の加盟団体数の増加に伴う補助金額の増加がない。 小田原民俗芸能保存協会に説明し理解を求める。

No.	事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
57	地区公民館活動費補助金・自治会公民館活動等助成金	小田原市公民館連絡協議会に加入する地区公民館に対し、講習会、実習会、展覧会等の事業費の一部を補助する。	講演会、講座、教室、スポーツ大会等を開催した自治会に対し、予算の範囲内において自治会公民館活動助成金を交付する。	【対象】 小田原市公民館連絡協議会に加入し、講習会、実習会、展覧会等の事業を実施している地区公民館 【補助金額等】 予算の範囲内において市長が定める額 ※平成28年度 均等割11,400円、世帯割19円@1世帯 【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 南足柄市の全自治会(34自治会) 【補助金額等】(別添資料参照) 次に掲げる額の合計額 1 5,000円以上の謝礼を支払い講演会、講座等を開催した場合は5,000円。ただし、1年度に1回までとする。 2 運動会を開催した場合は7,000円。ただし、1年度に1回までとする。 3 予算で定める均等割額 ○均等割 予算額の50%を均等に配分 ○世帯割 予算額の25%を世帯数に応じて配分 ○事業割 予算額の25%を公民館活動実績に応じて配分(講師謝礼5,000円、運動会助成金7,000円を含む) 4 助成金の交付を受ける年度の10月1日における自治会の世帯数及び自治会公民館活動の実績を考慮し、市長がその都度定める額。 ※平成28年度予算 均等割総額630,000円、世帯割総額315,000円、事業割総額315,000円(1)、(2)含む 【国、県等からの財源】 市単独事業	小田原市の事務処理方式を適用する。	補助金算定基準項目が少ない小田原市の補助内容を適用することで、事務処理時間及び補助金額の削減を図る。	事務の簡素化により事務処理時間と補助金額が削減できる	南足柄市は補助金額が半減することから、公民館活動の減少や衰退等の可能性がある。
58	地区公民館建設費・修繕費補助金・自治会公民館等新增改築補修等事業補助金	地区公民館を所管する自治会その他の団体に対し、新築、改築、増築、買収及び既存建物の修繕に係る費用の一部を補助する。	自治会公民館の新築、増築、改築、補修等の請負工事又は耐震診断を発注する自治会に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。	【対象】 地区公民館を所管し、新築、改築、増築、買収及び既存建物の修繕を実施する自治会その他の団体 【補助金額等】(別添資料参照) ○小田原市地区公民館建設費補助金、小田原市地区公民館修繕費補助金 追加資料のとおり ○コミュニティ助成事業に認定された小田原市地区公民館建設費補助金 コミュニティ助成事業実施要綱のとおり(平成28年度:対象となる事業費の5分の3以内に相当する額。上限1,500万円) 【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 南足柄市の全自治会(34自治会)のうち要望する自治会 【補助金額等】(別添資料参照) ○自治会公民館等新增改築補修等事業補助金 別紙追加資料のとおり ○コミュニティ助成事業に認定された場合 コミュニティ助成事業実施要綱のとおり(平成28年度:対象となる事業費の5分の3以内に相当する額。上限1,500万円) 【国、県等からの財源】 市単独事業	小田原市の事務処理方式を適用する。	補助対象項目が少ない小田原市の補助基準を適用することで、事務量の削減を図る。	事務量の削減を図ることができる。補助対象下限額が上がることで(3万円以上⇒50万円以上)小規模補修工事の要望が削減できる。	小田原市補助対象金額を適用することにより(小田原市:50万円以上300万円以内、南足柄市:3万円以上200万円以内)、南足柄市域の要望額が増加する可能性がある。また、補助対象項目の変更により自治会が混乱する可能性があるため、事前周知の徹底を図る。

No.	事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
59	自治会公民館等敷地利補助金	<p>【参考】 小田原市市税条例及び減免事務取扱要領により、減免申請を提出している一部の公民館の土地の固定資産税・都市計画税を免除している。</p>	固定資産税又は都市計画税が課税されている土地に自治会公民館等が設置されている自治会に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。		<p>【対象】 南足柄市の25自治会(市有地、境内地に自治会公民館等が設置されている9自治会を除く)</p> <p>【補助金額等】 自治会公民館等が設置されている土地に係る固定資産税及び都市計画税並びに借地料を考慮し、市長がその都度定める。(実質、固定資産税、都市計画税の100%補助)</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>	<p>小田原市の事務処理方式を適用する。 小田原市市税条例と減免事務取扱要領の減免対象を南足柄市域の公民館へ拡大し、小田原市の事務処理方法を適用する。</p>	課税されている公民館用地に対して小田原市市税条例及び減免事務取扱要領を適用することで、固定資産税・都市計画税を減免し、税補てんのため支出していた敷地利補助金を廃止する。	補助金額が削減できる。補助金交付に関する事務を削減できる。	<p>各自治会から市税減免申請書を提出してもらう必要がある。全ての公民館の土地の固定資産税・都市計画税を減免適用することで大幅な税収減となる。</p> <p>自治会への減免申請を促す、事前周知の徹底を図る。</p>
60	社会福祉協議会補助金	市社会福祉協議会の運営費(人件費)及び地域福祉推進事業費に対する助成事業	市社会福祉協議会の運営費(人件費)に対する助成事業	<p>【対象】 市社会福祉協議会(会長報酬、正規・臨時職員給料等及び地域福祉の推進に係る事業)に対し助成</p> <p>【補助金額等】 予算に定める額</p> <p>【国、県等からの財源】 地域福祉推進事業費の一部については、社会福祉基金の果実を充当</p>	<p>【対象】 会長報酬、正規職員給料に対し助成(対象団体:南足柄市社会福祉協議会)</p> <p>【補助金額等】 予算に定める額</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>	小田原市の事務処理方式を適用する。	補助対象が多い小田原市の水準を適用する。	現在の両市の社会福祉協議会に対する補助対象の水準を下げることなく補助することができる。	現在の補助額より多くなり、市の財政的負担が増えるため、補助金額の見直しを図り、歳出を抑えるほか、地域での活動を活発にし、その成果として、扶助費を減らす。
61	市遺族会補助金	小田原市遺族会の事業費に対し補助する。	市遺族会の運営に対する助成事業	<p>【対象】 小田原市遺族会</p> <p>【補助金額等】 予算の範囲内において市長が定める額</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>	<p>【対象】 南足柄市遺族会</p> <p>【補助金額等】 予算に定める額</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>	小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市遺族会、南足柄市遺族会に小田原市の補助金額を交付する。	現在の補助額より少なくなり、市の財政的負担が減る。	現在の市遺族会に対する補助対象の水準が下がる(南足柄市)現在、南足柄市遺族会でやっている活動の運営範囲が限られる。補助金額を財政的負担にならないように公平にする。
62	民生委員児童委員協議会補助金	民生委員児童委員協議会運営費及び地域ふれあい運動推進助成事業	民生委員・児童委員協議会の運営及び地区活動に対する助成を行う。	<p>【対象】 1 地域ふれあい運動推進事業 2 民生委員・児童委員が行う地域福祉増進活動 3 民生委員・児童委員の資質向上のための研修事業 4 その他民生委員・児童委員活動を促進する事業</p> <p>【補助金額等】 ○予算の範囲内において、地域ふれあい活動事業と協議会活動にかかる経費を加えた額 ○民生委員児童委員協議会補助金 9,520,900円 ○ふれあい活動費補助金 8,157,000円</p> <p>【国、県等からの財源】 県交付金を充当 財源率 県 64/100</p>	<p>【対象】 南足柄市民生委員児童委員協議会</p> <p>【補助金額等】 ○民生委員活動費負担金 1,775千円 ○地区民児協活動費負担金 332千円 ○県社協負担金 73千円 ○県民児協負担金 400千円 ○民生委員協議会補助金 610千円 ○民生委員活動費交付金 1,830千円</p> <p>【国、県等からの財源】 県・市交付金を充当 財源率 県 64/100</p>	小田原市の事務処理方式を適用する。 両市の団体が統合され、新しい団体を組織した場合、小田原市の事務処理方式を適用する。	補助金内容を細分化し、目的を明確にする。	小田原市民及び小田原市民生委員への影響が少ない。	南足柄市民及び南足柄市民生委員は事業の変更が必要なため、南足柄市民及び南足柄市民生委員への説明をする。

No.	事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
63	老人クラブ連合会補助金・助成金	高齢者の組織的な活動を促進し、もって明るい長寿社会づくりに資するため、老人クラブ連合会の活動に対し補助金を交付する。	高齢者の組織的な活動を促進し、もって明るい長寿社会づくりに資するため、老人クラブ連合会の活動に対し補助金を交付する。	【対象】 神奈川県高齢者在宅福祉費補助金交付要綱に基づく老人クラブ活動等事業のうち、市町村老人クラブ連合会事業の要件を満たすもの。 【補助金額等】 神奈川県高齢者在宅福祉費補助金交付要綱に基づき、@90千円×老人クラブ連合会数+(@3千円×老人クラブ連合会加入老人クラブ数)+各事業メニューに係る経費。この他、市単独事業として人件費実費。 【国、県等からの財源】 国1/3・県1/3・市(1/3+市単独分)	【対象】 南足柄市老人クラブ連合会(1連合会(47クラブで構成))への補助 【補助金額等】 神奈川県高齢者在宅福祉費補助金交付要綱に基づき、@90千円×老人クラブ連合会数+(@4千円×老人クラブ連合会加入老人クラブ数)+この他、市単独事業として非適正クラブへの補助。 【国、県等からの財源】 国1/3・県1/3・市(1/3+市単独分)	小田原市の事務処理方式を適用する。 両市の団体が統合され、新しい団体を組織した場合、小田原市の事務処理方式を適用する。	神奈川県高齢者在宅福祉費補助金交付要綱に準じた交付をしている小田原市の事務処理方法を適用する。	経費の削減。また、県の補助金要綱を支出根拠としているため、積算根拠が明解である。	特になし。
64	単位老人クラブ運営費補助金・助成金	老後の生活を健全で豊かなものにし、もって老人福祉の増進に資するため、単位老人クラブの活動に対し補助金を交付する。	老後の生活を健全で豊かなものにし、もって老人福祉の増進に資するため、単位老人クラブの活動に対し補助金を交付する。	【対象】 神奈川県高齢者在宅福祉費補助金交付要綱に基づく老人クラブ活動等事業のうち、老人クラブ事業の要件を満たすもの。 【補助金額等】 神奈川県高齢者在宅福祉費補助金交付要綱に基づき、2,300円×活動延月数。 【国、県等からの財源】 県：神奈川県高齢者在宅福祉費補助金交付要綱に係る費用の3分の2 市：神奈川県高齢者在宅福祉費補助金交付要綱に係る費用の3分の1	【対象】 概ね30人以上の会員で組織された単位老人クラブへ活動費の一部の支援し、老人福祉の向上を図る。30人以下の非適正クラブへも適正クラブと同じ補助基準の補助金を支出している。 【補助金額等】(1単位クラブ) 15,000円+@230×会員数 【国、県等からの財源】 国、県、市(市の補助金と県の補助金を比較し、少ない金額の2/3の補助)	小田原市の事務処理方式を適用する。	神奈川県高齢者在宅福祉事業費補助金交付要綱に準じた交付とする。	県の補助金要綱を支出根拠とするため、積算根拠が明解である。	会員数30人未満のクラブに対する助成がなくなるため、会員数30人未満のクラブに対して、理解を求める。 連合会への追加補助金として助成する。
65	ふれあい担い手発掘事業補助金(助成金等)	主に活動地域住民で構成され、地域の高齢者に対して活動する「ふれあい担い手」を選定し、その団体が行う介護予防・閉じこもり防止にかかる事業に使用する備品等の購入、サロン等活動場所のバリアフリー化に係る経費について補助する。		【対象】 1 介護予防、閉じこもり防止等に関すること 2 地域住民とともに高齢者を支えること 3 概ね2週間に1回以上の活動頻度と継続的な活動が見込まれること 4 営利目的でないこと 5 政治または宗教に関係しないこと 【補助金額等】 ○事業にかかる備品購入 50,000円 ○トイレの洋式化、バリアフリー化にかかる経費 180,000円 【国、県等からの財源】 国：25%、県：12.5%、市：12.5%、支基金：28%、1号保険料：22%		小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市のみの実施事業であるが、毎年度交付実績のある事業のため、現行規模を維持したまま実施していく必要がある。	高齢者の集えるところが増える。	対象者が拡大するため、歳出が増える。 事業趣旨を徹底させる。
66	地域医療連携推進事業費補助金	小田原医師会地域医療連携室に相談窓口を位置付け、医療・介護関係者等からの在宅医療・介護連携に関する相談を受け付ける。	【参考】 包括的支援事業(在宅医療・介護連携推進事業)として実施。 足柄上郡一市五町共同で8事業全てを足柄上医師会に委託。 H29.4実施予定(H28.10準備室立上げ予定)	【対象】 小田原医師会 【補助金額等】 13,885千円 【国、県等からの財源】 国：39%、県：19.5%、市：19.5%、1号保険料：22%(27年度は市単独事業として実施)		小田原市の事務処理方式を適用する。	現状では小田原のみの実施となっているため、小田原医師会への補助金に南足柄分を上乗せ、南足柄も含めて実施する	小田原、南足柄両方の医療機関、住民、地域包括支援センターに対して実施できる。 地域間格差が最小限で済む。	医師会間の取組の差異により、小田原・南足柄の住民間で受けるサービスに微妙な差が出る恐れがある。 補助金を上乗せて支出するため、補助金額が増加する。 小田原医師会、足柄上医師会との調整 補助内容の精査、見直し 県西地区町との負担割合の調整

No.	事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
67	在宅歯科医療推進事業費補助金	小田原歯科医師会が実施する在宅歯科医療推進事業を補助し、在宅歯科医療の推進を図る。	足柄上歯科医師会が実施する在宅寝たきり老人等歯科診療事業に負担金を支出する。	【対象】 小田原歯科医師会 【補助金額等】 404,000円 【国、県等からの財源】 国:39%、県:19.5%、市:19.5%、1号保険料:22%	【対象】 足柄歯科医師会 【補助金額等】 66,000円 【国、県等からの財源】 市単独事業	小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原歯科医師会の補助金に南足柄市分を上乗せ、南足柄も含めて実施する。	新市において一体的な展開を図れる。	小田原歯科医師会、足柄歯科医師会との調整が必要。 両歯科医師会と連携を図り補助内容の精査・見直しを検討する。
68	障害者地域活動支援センター事業費補助金	障がい者が通所し、生産活動や社会参加の機会を提供する障害者地域活動支援センターの運営費を助成する。	【参考】 障害者が通所し、創作的活動及び生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センター事業に対して委託費を支出。	【対象】 国県補助分(基礎的部分・機能強化事業)、県単分(地域拠点、専門職員配置、重度障害者対応、時間延長など)のそれぞれの実施要件を満たしていること。 ○対象団体ひつじの家、第三かもめの家作業所、小田原なぎさ作業所、わかば会、第三ありんこホーム作業所、地域作業所ゆう、小田原スプリングス 【補助金額等】 1 基礎的事業 600万円 2 機能強化事業(1) 地域活動支援センターⅠ型 600万円(2) 地域活動支援センターⅢ型 150万円 3 メニュー補助事業 在宅障害者福祉対策推進事業補助金交付要綱(昭和48年4月1日神奈川県制定)に定める地域活動支援センター事業の補助基準額の範囲内において定める額 4 家賃補助加算 月額20万円を上限として、事業所の家賃及び事業所用地(送迎用車両等の駐車場代を含む。)に係る賃借料に相当する額 5 重度障害者等加算1人月額5,000円×4月1日現在において通所する重度障害者等数。※予算の範囲を上限とする。 【国、県等からの財源】 地域生活支援事業補助金(国1/2、県1/4)、市町村事業推進交付金(県1/2)、3町負担金		小田原市の事務処理方式を適用する。 南足柄市の実施方法の委託を補助金に改める。	国要綱により必須事業の地域活動支援センター事業を継続する。	サービスの維持が可能。また利用者にとっては、通所する事業所の選択肢が広がる。	特になし。
69	障害福祉サービス等地域事業所配置事業費補助金	在宅の重度心身障がい児者、強度の行動障害のある支援困難ケース、緊急的な支援が必要なケースに対応するため、県が指定する拠点事業所に対して補助金を交付する。		【対象】 県が指定する事業所 ○短期入所拠点事業 足柄療護園 ○ホームヘルプ拠点事業 太陽の門ヘルパーステーション 【補助金額等】 1 補助基準額 障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業費補助金交付要綱(平成23年4月1日神奈川県制定)の定める補助基準額の範囲内で市長が定める額とする。ただし、補助対象経費が補助基準額を下回る場合は、当該下回った額とする。 2 補助率 1/2 【国、県等からの財源】 市町村事業推進交付金(県1/2)、1市7町負担金(中井町は他圏域)		小田原市の事務処理方式を適用する。	事業所への支払額は変わらないため、支出合計は変わらない。(南足柄市で支出している負担金944,000円が補助金に変更) 事務処理は、一本化される。	事務処理の一本化。	特になし。
70	障害者就業生活支援センター運営費補助金	障がい者への就業相談、ハローワークや事業主との調整等、就職後のフォロー等を実施している障害者就業・生活支援センターへ補助金を交付する。		【対象】 国の条件として既に知的障害者生活支援事業を受託し実施している法人に限定 社会福祉法人よるべ会 【補助金額等】 神奈川県市町村事業推進交付金実施要領の規定により補助基準額は定額9,162千円 【国、県等からの財源】 市町村事業推進交付金(県1/2)、1市8町負担金		小田原市の事務処理方式を適用する。	事業所への支払額は変わらないため、支出合計は変わらない。(南足柄市で支出している負担金565千円が補助金に変更) 事務処理は、一本化される。	事務処理の一本化。	特になし。

No.	事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
71	障害者団体(福祉・健康関係団体)運営費補助金	障がい者団体の運営及び活動の充実を図り、もって障がい者の福祉の増進に寄与するため補助金を交付する。	障がい者団体の運営及び活動の充実を図り、もって障がい者の福祉の増進に寄与するため補助金を交付する。	【対象】 小田原市視覚障害者福祉会 小田原市肢体障害者福祉会 小田原市聴覚言語障害者福祉会 小田原市肢体不自由児者父母の会 小田原市手をつなぐ育成会 小田原西湘腎友会 【補助金額等】 事業に必要と認められる経費から事業に関する収入を差し引いた額。ただし、需用費等の使用目的は別に定める。 ○会員数割 補助総金額×1/2×補助団体会員数÷全体会員数 ○均等割 補助総金額×1/2÷団体数 【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 ①南足柄市身体障害者福祉協会 ②南足柄市手をつなぐ育成会 【補助金額等】 ①72,000円 ②45,000円 【国、県等からの財源】 市単独事業	小田原市の事務処理方式を適用する。	歳出額の増加を防ぐため、予算額の範囲内において会員数等で配分する。	一定の助成が維持できる。	団体の活動内容が反映されないため、補助対象団体への説明をする。
72	県西地域みんなのつどい主催者協議会補助金	スポーツ活動やレクリエーション活動を通じ、県西地区の障害児者とその家族等の交流促進事業の運営を充実し、障害児者の福祉向上に寄与する。	スポーツ活動やレクリエーション活動を通じ、県西地区の障害児者とその家族等の交流促進事業の運営を充実し、障害児者の福祉向上に寄与する。	【対象】 県西地区みんなのつどい主催者協議会 【補助金額等】 5,000円 【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 県西地区みんなのつどい主催者協議会 【補助金額等】 30,000円 【国、県等からの財源】 市単独事業	小田原市の事務処理方式を適用する。	市としての補助内容の一本化。	南足柄市分の補助金を削減。	1市分の補助金が減少することで、参加団体の負担金が多少増加する可能性があるため、運営費の縮小を検討する。
73	障がい者自動車運転免許取得費助成費・下肢等障害者自動車運転訓練補助金	障がい者の日常生活の利便及び生活圏の拡大を図るとともに、就労その他社会活動への参加促進を目的に、自動車運転免許の取得者に助成を行う。	下肢等障害者の日常生活の利便及び生活圏の拡大を図り、就労等社会活動への参加を促進するため、自動車運転免許証を取得者に補助金を交付する。	【対象】 身体障害者手帳1～4級所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者または精神障害を理由に障害年金受給資格を得た者、障害者総合支援法の対象となる難病の者 【補助金額等】 指定自動車教習所において技能教習を受けるために要した費用の3分の2。(上限10万円) 【国、県等からの財源】 国1/2、県1/4	【対象】 身体障害者1級から4級(下肢障害、体幹障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち、移動機能障害または心臓、じん臓、呼吸器、肝臓、ぼうこう若しくは直腸の機能の障害を有するもの)で市町村住民税非課税世帯に属するもの 【補助金額等】 指定自動車教習所において技能教習を受けるために要した費用の3分の2。(上限10万円) 【国、県等からの財源】 県1/2	小田原市の事務処理方式を適用する。	市民サービスの観点から、対象者の基準が広い小田原市の基準で実施する。	対象者の拡大による市民サービスの向上。	歳出の増加するため、他事業と調整を図る。
74	医療費助成協力費補助金	医療費助成事業を円滑に実施し、もって地域住民の健康維持に寄与するため補助金を交付する。		【対象】 一般社団法人小田原医師会 一般社団法人小田原歯科医師会 公益社団法人小田原薬剤師会 公益社団法人神奈川県柔道整復師会小田原支部 【補助金額等】 事業に必要と認められる経費から、事業に関する収入を差し引いた額。ただし予算の範囲内を上限とする。 【国、県等からの財源】 市単独事業		小田原市の事務処理方式を適用する。	医療費助成事業を円滑にすすめるため、補助金を支出する。	事業の継続が可能	南足柄市管内は「足柄上医師会」に含まれる。足柄上郡5町との調整が必要。 新たに南足柄市管内の医師会等へ補助金を支出することで、財政負担の増となる。 足柄上郡5町と調整をする。他事業と調整を図る。

No.	事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
75	小田原看護専門学校運営費補助金	看護専門学校等の運営を円滑かつ効率的に遂行し、地域医療の充実に必要な看護師等を確保する。	看護専門学校等の運営を円滑かつ効率的に遂行し、地域医療の充実に必要な看護師等を確保する。	【対象】 一般社団法人 小田原医師会 【補助金額等】 (支出額-収入額)以内で、予算の範囲内において市長が定める額 【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 一般社団法人 小田原医師会 【補助金額等】 18,000円 【国、県等からの財源】 市単独事業	小田原市の事務処理方式を適用する。	看護専門学校の運営を円滑かつ効率的に遂行し、地域医療の充実に必要な看護師を確保するため、運営費の一部を助成する。 南足柄市の負担金は、補助金に改める。	特になし。	特になし。
76	休日・夜間急患診療所運営費補助金	休日及び夜間の一次救急医療体制を確保するため、小田原医師会、小田原歯科医師会、小田原薬剤師会が運営する休日・夜間急患診療所、休日急患歯科診療所及び休日・夜間急患薬局の運営費を助成する。	休日昼間の救急診療所の運営費を、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町の1市5町で負担。12/29～1/3(6日間)の足柄歯科医師会歯科保健センター診療所での診療経費を1市5町で負担。	【対象】 一般社団法人 小田原医師会 一般社団法人 小田原歯科医師会 公益社団法人 小田原薬剤師会 【補助金額等】(別添資料参照) 別に定める単価(別紙)に従事日数を乗じて得た額 【国、県等からの財源】 県補助金(小児救急医療対策補助金;対象経費の1/2)及び1市3町負担金(診療所及び薬局分は夜間受診者の3か年平均で按分、歯科診療所分は受診者の3か年平均で按分)	【対象】 足柄上衛生組合 足柄歯科医師会 【補助金額等】 3,812,000円 【国、県等からの財源】 1市5町で負担額を按分し支出。一般財源単独支出。 足柄上衛生組合 3,622,000円 足柄歯科医師会 190,000円	小田原市の事務処理方式を適用する。 足柄上衛生組合の方向性に注視し、相互利用も含め市民サービスの低下がないように配慮する。	従来小田原、足柄上各管内の双方の住民が各診療所を負担金を求めず相互利用している。今後も従来通り小田原医師会、小田原歯科医師会、小田原薬剤師会に対し、診療所等に係る運営費を助成する。	南足柄市が負担してきた足柄上地区休日急患診療所運営費負担金及び足柄上地区年末年始歯科急患診療事業負担金はなくなる。	特になし。
77	子育て支援フェスティバル補助金	地域における子育て支援を推進し、もって就学前児童(以下「児童」という。)の健全育成及び児童福祉を向上させることを目的とする。		【対象】 子育て支援フェスティバルの開催に関する事業 【補助金額等】 事業費総額の3分の2とする。ただし、予算額を上限とする。 【国、県等からの財源】 市単独事業		小田原市の事務処理方式を適用する。 実行委員会の形式の事業開催と補助金について継続する。南足柄市域で活動する子育て支援団体の参加も得て、市域全体の子育て支援イベントとして拡充していく。	協賛金以外の財源がないため、事業の継続には補助金の支出は必要。 子育て支援団体同士の情報交換や連携が図られている。	子育て世代や子どもたちの絶大な支持を得ているイベントの充実が図れる。	現在と変わらない負担であってもイベントの充実が図られることからデメリットは特になし。
78	細菌検査事業費補助金・民間保育所検便検査補助金	保育所等職員の細菌検査にかかる費用の一部を補助する。 市単独補助金。	児童福祉法に規定する保育所(事業所内保育施設を除く。)の運営経費(職員等の便検査に必要な経費)について予算の範囲内において補助金を交付。市単独補助金	【対象】 民間保育所等29園(保育所、認定こども園、小規模保育事業) ※認定こども園は保育部に限る 【補助金額等】 単価231円(検査項目:赤痢菌、O157、サルモネラ菌の場合)×実施人数で算出 ※保育所等職員のうち給食関係者(調理員・栄養士・調乳担当者)については、毎月2回検査が実施されているもの限り、2回目実施分のみを補助対象とする。 【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 市内民間保育所4園 【補助金額等】 それぞれの月の職員等の数に予算の単価(平成28年度:525円)を乗じた額 【国、県等からの財源】 市単独事業	小田原市の事務処理方式を適用する。	食中毒防止等を促進するため継続が必要。 調理員等に対する月1回の検査実施は国の最低基準で定められており、公定価格で積算されている。 南足柄市では一部上乘せ補助となっていることから、基準を超えて検査の実施を奨励している小田原市の水準で実施。	歳出減による財政的効果。	補助単価は減額となるが、南足柄市域に所在する各園で現行どおり各職員月1回の実施や調理員等の月2回実施を促していく必要がある。 単価については、両市に隔りがあるため、合併後に改めて検討していく必要がある。

No.	事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
79	障がい児保育費補助金	障がい児等を受け入れる保育所に対し、人件費の一部を補助する。市単独補助金。		【対象】 民間保育所等(保育所、認定こども園、小規模保育事業)のうち、障がい児等を受け入れた施設 ※認定こども園は保育部に限る。対象人数:年間延べ396人 【補助金額等】 児童1人月額48,750円×各月初日に在籍する補助対象児童数 【国、県等からの財源】 市単独事業		小田原市の事務処理方式を適用する。	現在、保育所において課題となっている障がい児の受け入れに対し、適切に保育士を加配するための補助であり、類似団体においても実施されている補助事業。	南足柄市域の民間保育所においても障がい児保育の充実が図られることで、障がい児の処遇向上や受入れ促進、入所児童の増に繋がる。	歳出増による財政的影響が伴うため、補助事業全体の中で廃止や見直しの整理を行うことで歳出増を抑制。
80	民間保育所産休明け乳児保育奨励費補助金	生後6か月未満の乳児を受け入れた保育所に対し、対象の乳児の数に応じて補助する。市単独補助金。		【対象】 民間保育所等(保育所、認定こども園、小規模保育事業)のうち、生後6か月未満の児童を受け入れた施設 ※認定こども園は保育部に限る。対象人数:826人 【補助金額等】 入所時点で生後6か月未満の児童1人月額4,860円×対象児童数(延人数)で算出 【国、県等からの財源】 市単独事業		小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市のみで実施しているが、近年申し込みが多く課題となっている低年齢児受入れに関連する補助事業のため、小田原市の水準で実施していく。	特になし。	歳出増による財政的影響が伴うため、補助事業全体の中で廃止や見直しの整理を行う。
81	時間延長型保育事業費補助金	通常の保育時間を延長して児童を受け入れる保育所に対して、人件費等の費用を補助する。県の「子ども・子育て支援交付金」による。	保育認定を受けた児童が、やむを得ない理由により通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において保育所等で保育を受けた際に、保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部を助成。県の「子ども・子育て支援交付金」による。	【対象】 民間保育所及び小規模保育事業(25園) ①11時間の保育所開所時間を超過して延長保育を実施の場合 ②開所時間内で各施設が設定した短時間認定児の保育を行う時間を超過して延長保育を実施の場合 【補助金額等】 国の子ども・子育て支援交付金交付要綱を基礎に市基準で算出した額 ※()内は平均利用児童数 ○30分延長 300千円 ○1時間延長 300千円(1~5人)、1,212千円(6~9人)、1,422千円(10~19人)ほか ○2時間延長 1,212千円(1~2人)、2,166千円(3~6人)ほか○短時間認定は国基準同額 【国、県等からの財源】 子ども・子育て支援交付金(国)1/3、(県)1/3	【対象】 市内民間保育所4園のうち、通常の保育時間を延長して児童を受け入れる施設(平成28年度:0園) 【補助金額等】 国基準どおり ①保育標準時間認定(11時間開所)を超過分(1事業当たり年額) ○30分延長 300千円 ○1時間延長 1,342千円 ○2~3時間 2,166千円 ○4~5時間 4,624千円 ②保育短時間認定(1人当たり年額) ○1時間延長 17,200円 ○2時間 34,400円 ○3時間 51,600円 【国、県等からの財源】 子ども・子育て支援交付金(国)1/3、(県)1/3	小田原市の事務処理方式を適用する。	国補助事業に基づき交付している補助金。施設数が多い小田原市の水準を適用する。現在、補助実績は小田原市のみ。	特になし。	特になし。
82	乳児保育推進事業費補助金	1歳児が12人以上入所しており、1歳児に4対1で保育士を配置している保育所に対し補助する。市単独補助金。		【対象】 次のいずれも満たす施設に対して補助する(民間保育所18園) ①1歳児が常時12人以上入所(4月及び3月については11人以上) ②1歳児の保育士配置状況が、児童4人に対し1名配置されている施設 【補助金額等】 1園当たり年額2,250,083円 【国、県等からの財源】 市単独事業		小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市のみで実施しているが、近年申し込みが多く課題となっている低年齢児受入れに関連する補助事業のため、小田原市の水準で実施していく。	特になし。	歳出増による財政的影響が伴うため、補助事業全体の中で廃止や見直しの整理を行う。補助事業全体の中で廃止や見直しの整理を行う。

No.	事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
83	一時保育事業費補助金	家庭において一時的に保育を受けることが困難になった児童を一時的に預かる保育所に対し補助する。県の「子ども・子育て支援交付金」による。	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、一時的に預かり、必要な保護を行う保育所等に対する補助。県の「子ども・子育て支援交付金」による。	【対象】 民間保育所のうち、一時預かり事業を実施する保育所(10園) 【補助金額等】 国の子ども・子育て支援交付金交付要綱を基礎に市基準で算出した額 日額(4時間未満900円:4時間以上1,800円)×年間延べ利用児童数 ※上限額 年間延べ利用数25人以上~300人未満450千円/300人以上~900人未満1,350千円ほか 【国、県等からの財源】 子ども・子育て支援交付金 国1/3、県1/3	【対象】 市内民間保育所4園のうち、一時預かり事業を実施する施設(平成28年度:0園) 【補助金額等】 国又は県の補助額を基に算出した額 基準額(年間延べ利用児童数) 300人未満 1,473千円 300~900人未満1,580千円ほか 【国、県等からの財源】 子ども・子育て支援交付金 国1/3、県1/3	小田原市の事務処理方式を適用する。	国補助事業に基づき交付している補助金。施設数が多い小田原市の水準を適用する。現在、補助実績は小田原市のみ。	特になし。	特になし。
84	病児・病後児保育事業費補助金	病気の回復期に至らない場合又は病気の回復期にあるが集団保育の困難な期間、児童を一時的に預かる事業を行うとともに、病児・病後児保育事業を運営する施設に対し補助する。県の「子ども・子育て支援交付金」による。	病気の回復期に至らない場合又は病気の回復期にあるが集団保育の困難な期間、児童を一時的に預かる事業を行うとともに、病児・病後児保育事業を運営する施設に対する補助。県の「子ども・子育て支援交付金」による。	【対象】 病児保育を実施する施設(1箇所)及び病後児保育事業を実施する施設(2箇所) 事業対象:就学前児童で市民又は市内保育所に通所中の児童 【補助金額等】 国の子ども・子育て支援交付金交付要綱を基礎に市基準で算出した額 ※加算分は一部を抜粋 ○基本分 病児240万円、病後児200万円 ○加算分(1か所年額、人数は年間延べ利用数) 病児975万円(800~1,000人)、病後児310万円(200~400人) 【国、県等からの財源】 子ども・子育て支援交付金 (国)1/3、(県)1/3	【対象】 病児保育事業を実施する施設(平成28年度:0箇所)及び病後児保育事業を実施する施設(平成28年度:0箇所) 事業対象:小学校就学前児童で市民又は市内保育所に通所中の児童 【補助金額等】 国の子ども・子育て支援交付金交付要綱に基づき算出した額 ※加算分は一部を抜粋 ○基本分:病児2,417千円、病後児2,006千円 ○加算分(1か所年額、人数は年間延べ利用数)病児9,818千円(800~1,000人)、病後児3,109千円(200~400人) 【国、県等からの財源】 子ども・子育て支援交付金 (国)1/3、(県)1/3	小田原市の事務処理方式を適用する。	国補助事業に基づき交付している補助金。事業実施施設の設置は小田原市のみ。	特になし。	特になし。
85	病児・病後児保育事業整備費補助金	病児保育事業及び病後児保育事業の実施に必要な施設及び設備整備に係る費用を補助し、保育環境の整備及び充実を図る。		【対象】 病児保育事業及び病後児保育事業を実施する施設 【補助金額等】 整備費の1/2の額又は2,000千円のいずれか低い額 【国、県等からの財源】 市単独事業		小田原市の事務処理方式を適用する。	子ども・子育て支援新制度における子ども・子育て支援事業であり、合併後、サービスの拡大や充実など必要に応じて補助を実施していく。	特になし。	特になし。
86	子ども会(連合協議会)補助金	市内各地区の子ども会のとおりまとめをしている小田原市子ども会連絡協議会の活動について補助を行い、子ども会活動を促進し、もって子どもの健全な心身の成長を図る。	子ども会の健全な発展を図るとともに児童福祉の増進に寄与することを目的としている南足柄市子ども会連合協議会に補助金を交付する。	【対象】 小田原市子ども会連絡協議会、学区連合子ども会及び市長が認める子ども会が行う次に掲げる事業 (1)子どもの健全な心身の成長を図る事業 (2)関係団体及び相互の連絡提携 【補助金額等】 (定額分)285,000円+(人数割)@80×人数(平成27年度交付額611,680円) 【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 南足柄市子ども会連合協議会が行う、次に掲げる事業 (1)子どもの健全な心身の成長を図る事業 (2)関係団体機関との協力 【補助金額等】 270,000円(平成27年度) 【国、県等からの財源】 市単独事業	小田原市の事務処理方式を適用する。 両市の子ども会連絡協議会組織の一本化を図る	補助金算出に人数割を適用し、市子ども会連絡協議会を経由して単位子ども会へも支援を実施する。	会員数に応じた補助金交付と全単位子ども会への支援ができる。	人数割単価の見直しや会の運営に必要な最低限の補助を維持していく。

No.	事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
87	(青少年)地区健全育成組織補助金(活動助成金)	各地域の青少年健全のための育成会組織が行う地域活動について活動費の補助を行い、地域ぐるみの青少年育成活動体制を確立し、もって青少年の健全育成及び非行防止活動を推進する。	市内各地区の育成会活動の活性化を図るため、市単独補助金を交付している。	【対象】 市内25地区育成組織(うち1地区休会) ○事業 青少年の健全育成に関する事業、社会環境浄化に関する事業、非行防止に関する事業 【補助金額等】 均等割 15,000円+世帯数割6,000~20,000円 (21,000円、23,000円、25,000円、27,000円、29,000円、31,000円、35,000円の7段階) 【国、県等からの財源】 県補助	【対象】 市内6地区育成会組織 ○事業 青少年の健全育成に関する事業、社会環境浄化に関する事業、非行防止に関する事業 【補助金額等】 22,000円(5団体、平成27・28年度同額) 12,000円(1団体、平成27・28年度同額) 【国、県等からの財源】 市単独事業	小田原市の事務処理方式を適用する。	世帯数に応じた適正な補助を行うため、補助金算出に7段階の世帯割を適用する。	育成組織の規模に応じた補助交付ができる。	均等割及び世帯割の金額の見直し。
88	青少年育成推進員協議会補助金	青少年育成推進員の資質の向上と相互の連携を図ることを目的に設置された同推進員協議会の活動について補助し、青少年育成推進員の活動を促進し、もって青少年の健全育成に寄与する。	青少年育成推進員協議会活動の活性化を図るため、補助金を交付している。(県市町村事業推進交付金含)	【対象】 小田原市青少年育成推進員協議会 ○事業 青少年の非行防止活動及び健全育成活動の推進に関する事業、会員の研修に関する事業、関係諸団体との連携及び協力に関する事業等 【補助金額等】 310,000円 【国、県等からの財源】 県交付金(1/3)	【対象】 南足柄市青少年育成推進員協議会 ○事業 青少年の非行防止活動及び健全育成活動の推進に関する事業、会員の研修に関する事業、関係諸団体との連携及び協力に関する事業等 【補助金額等】 150,000円(平成27年度) 【国、県等からの財源】 県交付金(1/2)	小田原市の事務処理方式を適用する。 補助金額は平成28年度小田原市の補助金額とする。	一本化された組織への補助については、現行の高い補助金額の支出をすることで十分に活動水準を維持できる。	補助額の減による財政削減効果が見込まれる。	特になし。
89	園児内科・歯科検診及び寄生虫検査事業費補助金、私立幼稚園検診等補助金	学校保健安全法に基づき、市内私立幼稚園の内科・歯科検診等にかかる費用の一部の補助を行う。	私立幼稚園検診等補助金(内科検診補助金、歯科検診補助金及び尿検査補助金)	【対象】 市内の私立幼稚園10園 【補助金額等】 各園 71,000円 ※園児に対して実施する検診事業のうち、71,000円を上限として補助金を支給。 【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 私立幼稚園が実施する園児の内科検診、歯科検診及び尿検査 【補助金額等】 ○内科検診補助金 予算に定める基本給額及び内科管理料の合計額 ※私立幼稚園が在園児を対象 ○歯科検診補助金 園児の数に予算の単価を乗じ、一律予算額を加えた額に実施した検診等に係る料 ○尿検査補助金 園児の数に予算の単価を乗じた額 【国、県等からの財源】 市単独事業	小田原市の事務処理方式を適用する。	子ども子育て支援新制度に移行した園については、別途補助金が支給されることとなるが、旧制度のままの園に対しては、従来小田原市が実施していた内容で補助を継続していく。	子ども子育て支援新制度に移行していない園についても、園児の健康管理に対して、従来小田原市が実施していた内容で補助を継続していく。	南足柄市の私立幼稚園にとっては、補助金額が減額となるため、財政的な状況を理解してもらおうとともに、子ども子育て支援新制度への移行を検討してもらう。
90	私立幼稚園就園(奨励)費補助金	私立幼稚園在園児のいる世帯に対して、入園料及び保育料の負担軽減のため、市民税の所得割額に応じて一部援助する。国の補助メニューに連動して対応。(1/3国庫補助対象事業)	私立幼稚園就園奨励費補助金	【対象】 市内に居住し、かつ、私立幼稚園又は、幼児教育施設に在園する園児のいる世帯 【補助金額等】(別添資料参照) 別添 私立幼稚園就園奨励費補助金 補助金額一覧のとおり 【国、県等からの財源】 国1/3	【対象】 設置者が、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの園児(当該年度において、私立幼稚園等に在園し、かつ当該園児の保護者が市内に住所を有するもの)の保護者の当該年度に係る保育料等を減免する場合 【補助金額等】(別添資料参照) 当該年度に納付すべき市町村市民税の合計額による園児の属する世帯の区分に応じて世帯ごとに要綱別表第1により算出した額又は別表第2により算出した額のいずれか高い額の合計額 【国、県等からの財源】 国1/3	小田原市の事務処理方式を適用する。	厳しい財政状況を踏まえ、市単独の上乗せ補助はせず、国庫補助対象金額を補助する。	私立幼稚園に通園する園児の保護者にとって、所得区分に応じた経済的負担が軽くなる。	特になし。

No.	事務事業名	概 要		現 況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
91	市特別支援学級児童生徒付添交通費補助金	市立小中学校の特別支援学級に交通機関または自動車を利用して通学する児童生徒を付き添う保護者の交通費の一部を補助する。		<p>【対象】 市立小中学校の特別支援学級に交通機関または自動車を利用して通学する児童生徒を付き添う保護者</p> <p>【補助金額等】 ○公共交通機関利用 1か月定期代の1/2 ○自家用車(1月につき) 5km未満 2,700円、5km以上 4,590円</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市に統合し、特別支援学級在籍児童生徒の保護者の負担を軽減するため。	特別支援学級に通学する児童生徒の保護者の負担軽減になる。	南足柄市に制度がないので対象範囲を広げることとなり、事業費が増となるため、教育費事業全体の中で事業費を増とする場合は、他事業を削減する必要がある。
92	遠距離通学費補助金	通学距離が自宅から小学校まで片道4km以上、中学校まで6km以上かかる児童生徒の保護者に対して通学費の一部を補助する。		<p>【対象】 通学距離が自宅から小学校まで片道4km以上、中学校まで6km以上かかる児童生徒の保護者</p> <p>【補助金額等】 ○公共交通機関利用 1か月定期代の1/2 ○自家用車(1月につき) 6km未満 2,700円、6km以上 4,590円</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市の学校統合に伴う通学費補助金を廃止した上で、小田原市の遠距離通学費補助金の要件に該当する者には適用していく。	地区ごとではなく、一律の規準で支出するので根拠が明確である。基本的に1/2額補助なので、全体経費の削減ができる。	補助額減になる地域に対して調整が必要であるため、南足柄市民に対する住民説明が必要。
93	学校の統合に伴う通学費補助金	片浦中学校が閉校し、片浦地区在住の生徒が城山中学校に通学するための通学費を補助する。(平成35年度末で終了)	南足柄市立学校に遠距離から通学する児童及び生徒に係る通学費を補助することにより、保護者負担の軽減を図る。	<p>【対象】 片浦地区に住所を有する生徒の保護者</p> <p>【補助金額等】(1月につき) @2,670円</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>	<p>【対象】 ○北足柄小学校(1~4学年) ・地藏堂地区 補助対象区間(バス停)地藏堂から内山まで ・矢倉沢地区 補助対象区間(バス停)矢倉沢から内山まで ○南足柄中学校(1~3学年まで) ・地藏堂地区 補助対象区間(バス停)地藏堂から学校前まで ・矢倉沢地区 補助対象区間(バス停)矢倉沢から学校前まで ・内山地区 補助対象区間(バス停)内山から学校前まで</p> <p>【補助金額等】 ○公共交通機関利用 3ヶ月通学定期乗車券を1年間に1人当たり4回支給(4月、7月、10月、1月) ○自家用車 地藏堂地区に居住する生徒の補助は、通学定期乗車券の支給に代えて当該通学定期乗車券の購入に係る経費を補助金として交付</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>	小田原市の事務処理方式を適用する。 小田原市の片浦中学校の統合に伴う通学費補助金については、現行のとおり実施する。南足柄市の通学費補助については廃止する。	両市ともに学校統合に伴う通学費補助であるが、南足柄市については、いつまで補助するか期限がないため、両市の統合の際に廃止する。要件を満たす者は、小田原市の遠距離通学費補助金を適用する。	特になし。	特になし。

No.	事務事業名	概 要		現 況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
94	中学校体育連盟補助金・助成金	市中学校体育連盟への補助金を支出事務 市中学校総合体育大会及び新人大会の開催 県大会、県西ブロック大会への派遣選手の交通費補助 大会開催にあたり、審判技術向上のための研修会など	足柄上・南中学校体育連盟への補助金及び負担金を支出する。	【対象】 関東大会及び全国大会を除く各種大会の開催と選手派遣、その他中学校体育の振興を図るために実施する事業が対象 ○内容 事務費、大会事業費、研修費、派遣費が対象 【補助金額等】 (支出額-収入額)以内で予算に定める額 【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 足柄上・南中学校体育連盟に係る運営費 【補助金額等】 市長が定める額 【国、県等からの財源】 市単独事業	小田原市の事務処理方式を適用する。	類似の事業であるため。なお、南足柄市の「市立中学校部活動協会等登録料補助金」も統合する。	特になし。	特になし。
95	市立中学校各種大会参加費補助金(体育部・文化部)・市立中学校部活動生徒派遣費補助金	体育部・文化部が全国大会、関東大会に参加する際の生徒の派遣費の一部を補助する。(補助割合 関東大会1/3 全国大会1/2)	体育部・文化部が、全国大会、関東大会又はこれに順ずる大会に参加する際の生徒の派遣費を補助する。(補助割合 定額)	【対象】 体育部・文化部の全国大会及び関東大会への派遣参加費で、参加生徒に係る交通費、宿泊費及び食費 【補助金額等】 関東大会1/3 全国大会1/2で予算の範囲内。 ○補助限度額(1大会につき) 1 交通費 実際に要する費用(有料道路代、楽器等運搬費を含む。) 2 宿泊費 1泊につき10,000円 3 食費 1食につき1,000円(2回まで) 【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 体育部・文化部が、全国大会、関東大会又はこれに順ずる大会に参加する際の生徒の派遣費(補助割合 定額) 1 交通費 最も経済的かつ合理的な経路及び手段により算出した交通機関の経費 2 宿泊費 原則、大会等の主催者が協定した宿泊施設に宿泊する場合の宿泊費 3 運搬費等 原則、大会等に出場するため不可欠な物品の運搬に要する経費、及び大会参加に必要な参加料等の経費 4 その他 教育委員会が必要と認めたもの 【補助金額等】 定額(大会要項に基づく登録人員以内の実人数に係る経費) 【国、県等からの財源】 市単独事業	小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市では、当初予算を超えた場合は補正予算対応しているが、小田原市の事務処理方式を適用し、予算の範囲内で補助する。	南足柄市は、当初予算を超えて申請があった場合に補正予算で対応しているが、小田原市の事務処理方式を適用した場合には、当初予算を超えて申請が上がった場合、圧縮して当初予算の範囲内で補助することで、経費を節減できる。	特になし。
96	市立幼稚園開園記念事業費補助金	小田原市立幼稚園の開園記念事業(50年を単位とする事業に限る。)を円滑に実施し、もって小田原市立幼稚園教育の発展を図るため補助金を支給する。		【対象】 小田原市立幼稚園の開園記念事業(50年を単位とする事業に限る。)を実施する園 【補助金額等】 予算で定めた範囲内 【国、県等からの財源】 市単独事業		小田原市の事務処理方式を適用する。	記念式典は幼稚園の歴史を示すものでもあり、記念誌や記念式典は社会的な側面もあるため、その時の財政状況を踏まえ、派手にならない範囲で補助を行う。	幼稚園の歴史を広く知らしめ、市民の教育に対する意識を高めることができる。	特定の幼稚園に対する補助であり、財政的負担が生じるため、式典や記念誌の内容を検討することにより、不要な補助は行わない。
97	小田原市立学校開校記念事業補助金(助成金等)	開校50周年、100周年等の周年行儀にあたり、小田原市教育委員会教育部教育総務課所管に係る補助金交付要綱に基づき、小田原市立学校開校記念事業補助金を交付する。		【対象】 開校50周年、100周年等の周年行事を開催するにあたり、記念誌発行や記念行事にかかる費用 【補助金額等】 735,000円(100万円の要求に対し) 【国、県等からの財源】 市単独事業		小田原市の事務処理方式を適用する。	一律の補助金額を設定するのではなく、申請内容を審査のうえ、補助金額を決定する。	学校は地域の人々の歴史を象徴するものであり、節目において記念行事を行い、歴史を振り返ることができる。	行政負担が軽減できないため、行政として負担する補助対象を明確化し、補助対象範囲を限定することで、適正な補助を行う

No.	事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
98	小田原市学校保健会補助金(助成金等)	小中学校及び幼稚園の保健活動の円滑な運営と発展を図るため、教育委員会が諮問にこたえたと同時にその活動に協力する。	学校保健関係者の有機的 management と各専門的領域の充実を図り、足柄上地区学校保健の推進に寄与する。	【対象】 小田原市学校保健会 小学校・中学校・幼稚園の教職員及び学校医(内科・耳鼻科・眼科・歯科)、学校薬剤師並びに全保護者 【補助金額等】 273,000円 【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 足柄上地区学校保健会 【補助金額等】 16,000円 【国、県等からの財源】 市単独事業	小田原市の事務処理方式を適用する。 南足柄市と同様の目的及び組織構成であり統合する。関係団体や足柄上郡他町から組織離脱、補助金額等との調整が必要となる。	現行の小田原の補助金額内で調整し統合する。活動内容については小田原方式に合わせる。	統一的な事務処理、経費の削減が図られる。	役員が各団体(学校(校長、養護教諭)学校医(内科、耳鼻科、眼科、学校歯科医、薬剤師)保護者、栄養士、幼稚園長)との調整が必要。 医師会と歯科医師会は小田原市と南足柄市のエリアが異なるため調整が必要である。また、南足柄市は現在の組織を脱退する必要があるため、十分な調整を図る。
99	小田原市学校給食会補助金	学校給食会の円滑な運営を図るため、会の運営に関わる経費の補助及び保存用の給食食材費を補助することを目的に小田原市学校給食会への補助金を交付する。		【対象】 小田原市学校給食会 【補助金額等】 予算の範囲内 【国、県等からの財源】 市単独事業		小田原市の事務処理方式を適用する。	安心安全な給食提供のための体制を維持していくため、物資会計・運営会計のうち運営会計についての補助金はそのままとする。	経費削減、事業内容の見直しを図れる 南足柄市で各校ごとに行う材料費等購入などに際し、安全性・透明性の向上経費削減、資金管理の安全性向上、現場の事務の効率化などが見込まれる。	特になし。

(3)南足柄市の事務処理方式を適用するもの

No.	事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
100	障害者地域生活サポート事業補助金・地域防災拠点事業補助金		社会福祉法人等が実施する事業の経費に対し補助金を交付する。 ①地域防災拠点事業 ②重度障害者個別支援事業		【対象】 県障害者地域生活サポート事業実施要綱に規定する事業を実施した社会福祉法人等 【補助金額等】 ①1社会福祉法人につき年額 100万円を上限 ②1人につき@3,300円/日 【国、県等からの財源】 県1/2	南足柄市の事務処理方式を適用する。	南足柄市のサービス水準を下げないため。	現行の南足柄市の給付水準を維持することができる。	小田原市分を追加するため、予算が増加するため、他事業と調整を図る。
101	民間保育所建設費補助金	民間保育所等の増築や大規模修繕等に係る費用の一部を補助する。「神奈川県安心子ども交付金事業費補助金」又は国の「保育所等整備交付金」による。	待機児童解消のための保育所の創設や老朽改築による保育環境整備などの保育所の施設整備に要する費用の一部を補助。県の「安心子ども交付金事業費補助金」又は国の「保育所等整備交付金」による。	【対象】 社会福祉法人、学校法人(幼保連携型認定こども園の設置者に限る。)、公益社団法人又は公益財団法人等が設置する保育所や認定こども園(保育部分) 【補助金額等】 県の安心子ども交付金事業費補助金交付要綱、国の保育所等整備交付金交付要綱により算出した額 本体工事費・設計料等(施設定員毎に補助基準額上限あり)×補助率1/4 ※市負担額上限2,400万円 【国、県等からの財源】 ○安心子ども交付金事業費補助金(県)1/2(待機児童解消加速化計画策定時2/3) ※(事業者)1/4 ○保育所等整備交付金(国)1/2(待機児童解消加速化計画策定時2/3) ※(事業者)1/4	【対象】 社会福祉法人、学校法人(幼保連携型認定こども園の設置者に限る。)、公益社団法人又は公益財団法人等が設置する保育所及び認定こども園(保育部分)(平成28年度:補助対象施設なし) 【補助金額等】 県の安心子ども交付金事業費補助金交付要綱、国の保育所等整備交付金交付要綱により算出した額 本体工事費・設計料等(施設定員毎に補助基準額上限あり)×補助率1/4 【国、県等からの財源】 ○安心子ども交付金事業費補助金(県)1/2(待機児童解消加速化計画策定時2/3) 0円 ※(事業者)1/4 ○保育所等整備交付金(国)1/2(待機児童解消加速化計画策定時2/3) ※(事業者)1/4	南足柄市の事務処理方式を適用する。	国補助事業に基づき交付している補助金。 現在、小田原市のみ負担上限額を設定しているが、類似団体においては設定されていないことや、重要課題である待機児童解消に向けた施設整備を進めていく観点から、国補助事業の負担割合に応じて補助を行う南足柄市の水準を適用する。	国補助事業の負担割合に応じた額の支出となり、事業者負担増を避けられることができ、整備がしやすくなる。	施設整備規模等によっては、歳出増による財政的影響が伴う可能性がある。 施設整備により必要な保育の受け皿を確保し、待機児童の解消を図る。

No.	事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
102	小規模保育事業設置促進事業費補助金	小規模保育事業開設に係る施設整備費の一部を補助する。「神奈川県安心こども交付金事業費補助金」や国の「保育対策総合支援事業費補助金」による。	小規模保育事業の実施に当たり、賃貸物件等による事業所の設置及び改修等に要する費用の一部を補助。県の「安心こども交付金事業費補助金」又は国の「保育所等整備交付金」による。	【対象】 子ども・子育て支援法に基づき特定地域型保育事業者として市長の確認を受けた者又は当該確認を受けることが予定されている者が賃貸借物件等を活用して設置する小規模保育事業所 【補助金額等】 県の安心こども交付金交付要綱、国の保育対策総合支援事業費補助金交付要綱により算出した額 本体工事費・設計料等(補助基準額上限3,200万円)×補助率 ※市負担額上限2,400万円 【国、県等からの財源】 保育対策総合支援事業費補助金(国)2/3 ※事業者負担1/4 (待機児童解消加速化計画策定による補助率)	【対象】 子ども・子育て支援法に基づき特定地域型保育事業者として市長の確認を受けた者又は当該確認を受けることが予定されている者が賃貸借物件等を活用して設置する小規模保育事業所(平成28年度:補助対象施設なし) 【補助金額等】 県の安心こども交付金事業費補助金交付要綱又は国の保育所等整備交付金交付要綱により算出した額 本体工事費・設計料等(補助基準額上限3,200万円)×補助率 【国、県等からの財源】 ○安心こども交付金事業費補助金(県)1/2 (待機児童解消加速化計画策定時2/3) ※(事業者)1/4 ○保育所等整備交付金(国)1/2 (待機児童解消加速化計画策定時2/3) ※(事業者)1/4	南足柄市の事務処理方式を適用する。	国補助事業に基づき交付している補助金。 現在、小田原市のみ負担上限額を設定しているが、類似団体においては設定されていないことや、重要課題である待機児童解消に向けた施設整備を進めていく観点から、国補助事業の負担割合に応じて補助を行う南足柄市の水準を適用する。	特になし。	特になし。

(4)新たな事務事業に再編するもの

No.	事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
103	交通安全対策協議会補助金・助成金	交通安全対策協議会の健全な運営を図るため補助金を交付するもの。	交通安全対策協議会の健全な運営を図るため補助金を交付するもの。	【対象】 小田原市交通安全対策協議会 【補助金額等】 230,000円 【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 南足柄市交通安全対策協議会 【補助金額等】 100,000円 【国、県等からの財源】 市単独事業	新市として補助金(助成金)制度を再編する。	交通安全対策協議会は、市内における交通事故の状況をふまえ、交通の安全と円滑の確保に関し、関係行政機関及び団体の密接な連携のもとに、総合的かつ効果的な対策を強力に推進することを目的としていることから、合併後の市の交通安全対策協議会に対し、補助金を一本化し、支出する。	協議会を一本化することにより、統一された交通安全啓発活動を行うことができる。	経費削減にならないため、将来的には合併後の市域での交通安全啓発活動や事業費(補助金の見直し含め)を検討していく。
104	神奈川県弁護士会法律援助事業補助金	神奈川県弁護士会が実施する各種の法律援助事業に関し、当会に対し補助する。金額は県内各市町村に人口割等による。	神奈川県弁護士会が実施する各種の法律援助事業に関し、当会に対し補助する。金額は県内各市町村に人口割等による。	【対象】 神奈川県弁護士会 県内の市町村が法律上の援助を要する者の権利を擁護し、もってその正義を確保することを目的とする。 ○事業 1 刑事被疑者弁護援助事業 2 少年保護付添援助事業 3 子供に対する法律援助事業を行っている。 【補助金額等】 予算の範囲内において市長が定める額 【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 神奈川県弁護士会 県内の市町村が法律上の援助を要する者の権利を擁護し、もってその正義を確保することを目的とする。 ○事業 1 刑事被疑者弁護援助事業 2 少年保護付添援助事業 3 子供に対する法律援助事業 【補助金額等】 市長がその都度定めるもの 【国、県等からの財源】 市単独事業	合併後の市として補助金(助成金)制度を整える。	神奈川県弁護士会の補助金要望が市町村の人口割等で計算されるため。	特になし。	経費削減にならない。
105	自治会活動推進費補助金・自治会長連絡協議会活動助成金	小田原市自治会総連合が主催する各種事業及び26地区の自治会連合会への補助金など、自治会総連合及び各地区自治会連合会、各自治会の活性化を促進する。	南足柄市内の34自治会長で構成する自治会長連絡協議会(自治連)が行う、会議運営や研修会、美化デーなどの事業の実施に対する補助金として交付し、地域社会の向上及び住民福祉の増進に寄与する。	【対象】 小田原市自治会総連合 【補助金額等】 2,850,000円 【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 南足柄市自治会長連絡協議会 【補助金額等】 417,000円 【国、県等からの財源】 市単独事業	両市の自治会組織の一体化を働きかけ、補助金を合算して支給する。	これまでの自治会組織への補助を維持する。	特になし。	特になし。

No.	事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
106	保護司会活動補助金	小田原地区保護司会の活動に対する補助金	南足柄市保護司連絡会の活動に対する補助金	【対象】 小田原地区保護司会 ○事業 犯罪非行防止活動 【補助金額等】 総事業費から、会費、寄付金、その他雑入で賄う経費を除く事務費、及び事業費(慶弔費及び雑費を除く。)の100%以内で、予算の範囲内において市長が定める額 【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 南足柄市保護司連絡会 ○事業 犯罪非行防止活動及び研修 【補助金額等】 予算の範囲内において市長が定める額 【国、県等からの財源】 市単独事業	両市の団体が統合され、新しい団体を組織した場合、両市の補助金額の合計程度の額を支出する。	近隣他市に比べて交付金額が少ないため、両市の補助金額の合計程度の額は確保する。	現行の活動水準が維持できる。	経費の削減につながらないため、既存の活動を精査した上で、安全・安心なまちづくりに関する活動等の新たな活動を展開するなどを通して、補助事業の効果充実を図る。
107	体育協会補助金	公益財団法人小田原市体育協会に補助金を支出し、活動を支援する。	南足柄市体育協会に補助金を支出し、活動を支援する。南足柄市における社会教育の発展を図るため、社会教育法に規程する社会教育関係団体が行う事業に要する経費の一部を助成する。	【対象】 公益財団法人小田原市体育協会 【補助金額等】 55,489,000円(平成27年度決算) 【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 南足柄市体育協会 【補助金額等】 600,000円 【国、県等からの財源】 市単独事業	(公財)小田原市体育協会に両市の補助金を合計して交付する。	法人格のある(公財)小田原市体育協会に、現在南足柄市と南足柄市体育協会が共催している事業についても当面原則的に引き継いで実施していくことを含めて、団体のあり方についての検討を働きかけることとしていることから、補助金については原則合算して交付するが、事業費については委託料も含めて調整する。	合併後の市域で一体感のある事業展開が期待できる。	ただちに補助金の削減にはつながらないため、事業の効率的な運営を体育協会に働きかけていく。
108	スポーツ推進委員協議会事業費補助金・活動助成金	小田原市スポーツ推進委員協議会事業費補助金 他市町村との交流研修やニュースポーツの普及・推進事業の一部として補助金を交付。	南足柄市スポーツ推進委員協議会活動助成金。 南足柄市における社会教育の発展を図るため、社会教育法に規定する社会教育関係団体が行う事業に要する経費の一部を助成する。南足柄市スポーツ推進委員協議会に活動助成金として補助金を支出。	【対象】 小田原市スポーツ推進委員協議会 【補助金額等】 114,000円 【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 南足柄市スポーツ推進委員協議会 【補助金額等】 80,000円 【国、県等からの財源】 市単独事業	補助金交付額は両市の補助金・交付金の合計額とする。	小田原市の委員は各連合自治会区から選出されるため、ただちに減員は難しい。南足柄市域を大きな連合自治会区と捉え、委員数は合算、協議会への補助金額も合算とする。	市のスポーツ振興において重要な役割を担うスポーツ推進委員協議会に今までどおり活動助成を行える。	合併によるコスト削減の効果は得られない。
109	老人福祉施設等整備費補助金	市内において介護老人福祉施設等を整備する事業者に対し、整備費補助金を交付する。	市内において介護老人福祉施設等を整備する事業者に対し、整備費補助金を交付する。	【対象】 市内における介護老人福祉施設等の整備に伴う工事請負費等 【補助金額等】 県補助基準額(255万円/床)又は実支出額のうち少ない方の額の1/4(上限2,400万円/施設) 【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 市内における介護老人福祉施設等の整備に伴う工事請負費等 【補助金額等】 補助事業に対して県が支出する補助金の額の100分の18の額とする(1,500万円を上限とする) 【国、県等からの財源】 市単独事業	新たに補助基準額を設定する。	財政負担を抑えるため、現行の小田原市の補助基準額の2分の1の額により補助金を交付する。	事業者の施設整備計画を促進する効果が見込まれる。	財政負担が生じる。整備事業者の公募時に、応募が減少する可能性がある。
110	介護老人保健施設整備費補助金	市内において介護老人保健施設を整備する事業者に対し、整備費補助金を交付する。	市内において介護老人保健施設を整備する事業者に対し、整備費補助金を交付する。	【対象】 市内における介護老人保健施設等の整備に伴う工事請負費等 【補助金額等】 県補助基準額(935千円/床)又は実支出額のうち少ない方の額の2/3(上限2,400万円/施設) 【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 市内における介護老人保健施設等の整備に伴う工事請負費等 【補助金額等】 県費補助金における1床当たりの一般型施設補助基準額に補助対象者が整備する病床数を乗じて得た額の2分の1の額とする(3,000万円を上限とする) 【国、県等からの財源】 市単独事業	新たに補助基準額を設定する。	財政負担を抑えるため、現行の小田原市の補助基準額の2分の1の額により補助金を交付する。	事業者の施設整備計画を促進する効果が見込まれる。	財政負担が生じるとともに、整備事業者の公募時に、応募が減少する可能性がある。

No.	事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
111	市重度障害者等福祉年金補助金		神奈川県在宅重度障害者等手当に該当する者のうち、市内に1年以上在住している65歳未満の方に年額12,000円を支給する。		【対象】 神奈川県在宅重度障害者等手当に該当する者のうち、市内に1年以上在住している65歳未満の方 【補助金額等】(1年につき) 12,000円 【国、県等からの財源】 市単独事業	南足柄市の給付条件で実施するが、支給金額を下げる。	支給金額を下げることにより、歳出削減を図る。	歳出削減を図ることができる。 小田原市でのサービス向上につながる。	南足柄市でのサービス水準の低下及び歳出額の増加。 広報・説明会による市民周知。 他事業と調整を図る。

(5)廃止するもの

No.	事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
112	交流促進賑わい創出事業補助金		市内で交流する人口の増加を促進し、にぎわいを創出する事業を対象とする。(28年度より施行)		【対象】 公益的市民活動団体 【補助金額等】 20万円を限度(補助対象金額の2分の1) 【国、県等からの財源】 市単独事業(まちづくり基金)	廃止。	自治基本条例により、本補助金の財源であるまちづくり基金については存続の方針としたが、まちづくり基金の設置を定めている、南足柄市自治基本条例については、行政改革の観点も踏まえながら、小田原市自治基本条例と調整していく必要がある。小田原市自治基本条例を存続させ、南足柄市自治基本条例が廃止となった場合には、まちづくり基金の使用用途の区分として定めている、南足柄市自治基本条例第8条「まちづくりの指針」についても廃止となる。そのため、「まちづくり基金」の制度についても見直す必要が生じ、基金を使用する事業についても精査する必要があるため、廃止とする。	事務量の削減に繋がるため、人件費の減。	活用を希望する団体に理解を得る必要がある。
113	防犯灯整備費補助金		防犯灯の設置を促進し、補修・撤去に要する経費の軽減を図り、もって夜間における犯罪の発生防止に資する。		【対象】 防犯灯の設置、補修・撤去を行う自治会又は市長が認める団体 【補助金額等】(1灯につき) 平成27年度以降は防犯灯の設置及び管理を市で行っているため、予算なし。 平成26年度 ○柱からLED防犯灯(10w以上)新設 51,000円 ○柱からLED防犯灯(10w未満)新設 41,000円 ○東電柱等LED防犯灯(10w以上)共架新設 29,000円 ○東電柱等LED防犯灯(10w未満)共架新設 20,000円 ○LED防犯灯への付け替え(10w以上) 29,000円 ○LED防犯灯への付け替え(10w未満) 20,000円 ○補修・撤去費 9,000円 【国、県等からの財源】 市単独事業	廃止。	防犯灯の設置及び管理を市で行っていくため、要綱上を改正し防犯灯整備費補助金は廃止とする。	特になし。	特になし。
114	交通指導隊活動助成金		交通指導隊の健全な運営を図るため補助金を交付するもの。		【対象】 交通指導隊 【補助金額等】 21,000円 【国、県等からの財源】 市単独事業	廃止。	南足柄市交通指導隊は、その活動内容が小田原市交通指導員とほぼ同様であり、交通指導隊を小田原市交通指導員に統合させることとなるため、交通指導隊への活動助成金は廃止とする。	費用の削減が図られる。	特になし。

No.	事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
115	暫金時推進協議会助成金		暫金時推進協議会の健全な運営を図るため補助金を交付するもの。		【対象】 暫金時隊 【補助金額等】(1団体につき) 2,000円(各自治会単位 33団体) 【国、県等からの財源】 市単独事業	廃止。	自主防犯組織や防犯ボランティアに対する補助金を合併後の市全域に拡大させることは難しく、補助金を交付しない方針とする。	費用の削減が図られる。	暫金時推進協議会を構成する自主防犯組織の活動意欲が低下する可能性があるため、南足柄市の各自主防犯組織で構成される暫金時推進協議会の活動を活性化し、活動意欲の低下を防ぐ。
116	ウルトラ元気な街づくり助成金		市民活動団体が行う公益性の高い事業に対する財政的支援として、公共的団体等運営補助金を交付する。		【対象】 交付団体及び補助金額は市長がその都度定める。 【補助金額等】 事業内容により決定する。 【国、県等からの財源】 市単独事業	廃止。	近隣市でも実施しておらず、単年度実施した事業で効果に疑問があることから、事務や経費の削減を図るため廃止する。	事務の軽減、経費の削減を図れる。	今後、同様のニーズへの対応がなくなるため、イベント等で感謝の意を伝える。
117	市更生保護女性会補助金		南足柄地区更生保護女性会の活動に対する補助金		【対象】 犯罪者の更生保護並びに非行防止活動への協力 【補助金額等】 予算の範囲内において市長が定める額 【国、県等からの財源】 市単独事業	廃止。	小田原市及び近隣他市の水準を適用し廃止する。	現在の補助額がなくなり、市の財政的負担が減る。	現在の更生保護女性会に対する補助がなくなる(南足柄市)現在、南足柄市が行っている活動の運営範囲に限られる。
118	地震被害軽減促進事業補助金	危険な塀等の撤去を行う市民に対し、補助金を交付する。		【対象】 道路に面した危険な塀等を撤去する工事。ただし、撤去跡地に塀を築造する場合は、道路面から40cm以内の高さの塀とする。 【補助金額等】 道路に面する塀等の長さ1m(少数点以下切り捨て)当たり8,000円、限度額200,000円。 【国、県等からの財源】 国庫補助あり		廃止。	危険な塀等撤去に対する補助は、平成28年度までで終了とする。耐震や防火等に寄与する新たな補助事業について検討したが、効果的な事業がないため、平成29年度から事業を廃止する。	経費や業務量の削減ができる。	地震被害を軽減する取り組みが進まないため、地震被害軽減化を目的とした新たな補助事業について検討し、補助事業を実施する。
119	戸別受信機設置補助金		南足柄市防災行政無線戸別受信機を設置するものに対し補助金を交付する。		【対象】 市内に居住している者及び市内に事務所、事業所等を有する法人又は団体で、市の指定する戸別受信機を設置するもの。 【補助金額等】 1,785,000円(平成27年度) 【国、県等からの財源】 市単独事業、県支出金(1/3)	廃止。	戸別受信機の購入に係る個人の負担金が高額であることから、さらなる普及が見込めない。	経費や業務量の軽減ができる。	戸別に配信できていた災害時等の情報が途絶するため、戸別受信機の代替となる他の安価かつ確実な情報伝達手段の導入を検討する。
120	金太郎ウォーク補助金		金太郎ウォークに対する補助金。大会の開催経費として、金太郎ウォーク実行委員会へ補助金を支出する。		【対象】 金太郎ウォーク実行委員会 【補助金額等】 300,000円 【国、県等からの財源】 市単独事業	廃止。	同時期の大会であり、南足柄市域に現在コース設定を行っていない、城下町おだわらツアーマーチ等と一本化して実施する。	事務の効率化。	大会に思い入れのある参加者、関係者には不満が出る可能性があるため、丁寧に説明する。
121	社会教育関係団体等補助金		社会教育関係団体に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。		【対象】 南足柄市PTA連絡協議会、南足柄市立幼稚園PTA連絡協議会 【補助金額等】 ○南足柄市PTA連絡協議会 20,000円 ○南足柄市立幼稚園PTA連絡協議会 15,000円 【国、県等からの財源】 市単独事業	廃止。	南足柄市PTA連絡協議会への補助金については、PTA研修会の委託料に統合する。南足柄市立幼稚園PTA連絡協議会への補助金については廃止する。	経費削減	南足柄市立幼稚園PTA連絡協議会への補助金を廃止することにより、活動の水準が低下する可能性があるため、人的支援を増やす。

No.	事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
122	自治会公民館等維持管理事業補助金		自治会自ら無償で労力を提供して行う自治会公民館等の屋根、外壁等の塗装その他の維持管理事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。		【対象】 南足柄市の全自治会(34自治会)のうち要望する自治会 【補助金額等】 当該事業を行う上で必要な材料の購入に要する費用の額以内の額とし、市長が定める額(実質100%補助) 【国、県等からの財源】 市単独事業	廃止。	小田原市に当該補助金がないことや対象事業金額が少額で要望も少ないことから廃止する。	補助金や事務事業の削減を図ることができる。	原材料支給で対応してきた補修工事等を、修繕費補助金を利用し業者施工に変更することで修繕費補助金が増加する可能性があるため事前周知を徹底する。
123	産婦人科医療施設整備費補助金	産婦人科医療施設の整備に要する費用について助成		【対象】 社会資本整備総合交付金交付要綱に基づく都市再構築戦略事業補助金の交付対象者が、市内に10床以上を有する産婦人科医院を設置しようとする事業 【補助金額等】 社会資本整備総合交付金交付要綱に基づく都市再構築戦略事業補助金の額の範囲内で市長が定める額 【国、県等からの財源】 国交付金 補助対象経費(施設整備費用の23%など)のおおむね2/3		廃止。	単年度事業のため廃止。	特になし。	特になし。
124	老人会入浴料補助金	【参考】 65歳以上の市民を対象に、協定旅館を老人クラブ活動やその他グループ活動の一環として利用した際にその費用の一部を補助していたが、平成26年度をもって廃止した。	日帰り入浴を利用した老人会会員一人1回につき、施設の区分に応じ、補助をする。		【対象】 市内の老人クラブ会員 【補助金額等】 事業実施後に利用人数に応じた申請金額の補助金を支出する。 ○丹沢荘利用時 1人1回につき、405円 ○おんりーゆー利用時 1人1回につき、500円 ※1老人クラブにつき、補助金の支出は、2回まで。 【国、県等からの財源】 市単独事業	廃止。	小田原市では類似事業を平成26年度末に廃止していること、南足柄市のバスを利用した事業であること、また、老人クラブ会員のみを対象とした助成を小田原市域で新たに実施することの難しさなどを考慮し、新市においては廃止とする。	財政負担の軽減。	廃止に伴う、既利用者への対策として、小田原市で実施している福寿カード交付事業(観光施設等の無料入場、民間保養所での協定料金での宿泊)を新市にて実施する。
125	高齢者健康に関する事業補助金		健康に関する事業を実施した団体に対して、当日の65歳以上の高齢者の参加人数に応じて要綱で定める補助金を支出。		【対象】 実施団体(老人会、自治会、福祉会など) 【補助金額等】 65歳以上の高齢者の参加実数に応じて補助金を支出(1自治会2回まで(1団体1回)) ○参加人数 20人以下 3,000円 20人~40人 4,000円 40人以上 5,000円 【国、県等からの財源】 国:39%、県:19.5%、市:19.5%、1号保険料:2.2%	廃止。	事業内容を踏まえ、ケアタウン推進事業や介護予防・日常生活支援総合事業(通所型サービス事業)等と統合するなどの見直しを図る。	他の事業に再編することで効率的な行政運営が図れる。	特になし。
126	神奈川県柔道整復師会小田原支部補助金		神奈川県柔道整復師会小田原支部の活動を補助するため補助金を交付する。		【対象】 神奈川県柔道整復師会小田原支部 【補助金額等】 14,000円 【国、県等からの財源】 市単独事業	廃止。	南足柄市への申請、交付であるので、合併した場合申請根拠がない。	特になし。	特になし。

No.	事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
127	食生活改善推進団体南足柄支部助成金		地域において食生活改善活動を行っている南足柄市食生活改善推進団体に活動助成及び事業委託により食に対する知識の普及・啓発を図る。		【対象】 食生活改善推進団体いくみ会南足柄支部「ばせりの会」 【補助金額等】 33,000円 【国、県等からの財源】 市単独事業	廃止。	小田原市の団体と同様に委託料として支出するため、助成金を委託料に変える。	特になし。	特になし。
128	児童遊園地管理補助金	民間児童遊園地(以下「遊園地」という。)の普及と遊器具の整備等を促進し、もって児童に健全な遊び場を与え、交通事故等による傷害の防止及び健康の増進を図る。		【対象】 新設遊園地における遊器具の購入、危険防止等のための工事業 【補助金額等】 30万円を上限として補助対象費用の2分の1(100円未満切捨)。ただし、市長が特に必要と認めるときは、増額することができる。 【国、県等からの財源】 市単独事業		廃止。	新設に対する支援は行わないこととする。	行政の財政的負担が軽減される。	新設事業費が全て地域団体等の負担となるため、子どもの安全な遊び場の確保が進まなくなるため、その他の支援方法を研究する。
129	民間保育所児童用一般生活費補助金		児童福祉法に規定する保育所(事業所内保育施設を除く。)の運営経費(児童の採暖及び給食に必要な経費)について予算の範囲内において補助金を交付。市単独補助金		【対象】 市内民間保育所4園 【補助金額等】 乳幼児の定員に予算の単価(平成28年度:150円×12月)を乗じた額 【国、県等からの財源】 市単独事業	廃止。	入所児童に応じて施設へ支払われる給付費の単価(公定価格)に、当該補助金の内容である給食費や児童採暖費は積算され、当該補助金は上乗せ補助となっており、公定価格で充実されるべきもの。類似団体においても実施されていない。	特になし。	特になし。
130	民間保育所尿検査補助金		児童福祉法に規定する保育所(事業所内保育施設を除く。)の運営経費(児童の尿検査に必要な経費)について予算の範囲内において補助金を交付。市単独補助金		【対象】 市内民間保育所4園 【補助金額等】 3歳以上の幼児の数に予算の単価(平成28年度:248.4円)を乗じた額 【国、県等からの財源】 市単独事業	廃止。	公定価格に、当該補助金の内容は積算され、当該補助金は上乗せ補助となっており、公定価格で充実されるべきもの。類似団体3市のうち実施は1市のみ。	特になし。	特になし。
131	保育所運営費加給補助金・民間保育所委託奨励費補助金	保育所職員の待遇改善、施設運営の健全化及び児童の処遇向上等を図るため、在籍児童の数に応じて補助する。市単独補助金。	児童福祉法に規定する保育所(事業所内保育施設を除く。)の運営経費について予算の範囲内において補助金を交付。市単独補助金	【対象】 民間保育所等29園(保育所、認定こども園、小規模保育事業) ※認定こども園は保育部に限る 【補助金額等】 児童1人月額785円×在籍児童数(10月1日現在入所児童数)×12月で算出 在籍児童数が定員を超える場合は、定員数を上限とする。 【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 市内民間保育所4園 【補助金額等】 乳幼児の定員に予算の単価(平成28年度:500円)を乗じ、一律予算額(平成28年度:80,000円)を加えた額 【国、県等からの財源】 市単独事業	廃止。	職員の待遇改善や施設運営等のための在籍児童数に応じた補助。 子ども・子育て支援新制度では公定価格において職員の処遇改善等の充実など質の改善が図られている。 このことを受け、県においても一律的な運営費補助から課題解決等のための事業費補助にシフトしている。	特になし。	特になし。

No.	事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
132	民間保育所運営費緊急支援事業費補助金	子ども・子育て支援新制度の導入により、収入減が見込まれる保育所に、平成26年度と平成28年度の収入を比較して収入減となる額を補助する。県の「民間保育所運営費緊急支援事業費補助金」による。(平成28年度で県事業廃止)	子ども・子育て支援新制度への移行により、旧制度より収入減が見込まれる県所管域の既設の保育所等を設置する社会福祉法人等に対し、配置基準を超えて配置する保育士の雇用経費の一部を補助。県の「民間保育所運営費緊急支援事業費補助金」による。(平成28年度で県事業廃止)	【対象】 民間保育所のうち、新制度への移行に伴い、移行前と比較して収入減となる既設の施設 【補助金額等】 県の民間保育所運営費緊急支援事業実施要綱に基づき算出した額 ○1園当たり補助基準額 年額2,829,000円(上限額) 【国、県等からの財源】 民間保育所運営費緊急支援事業費補助金(県事業分)※県事業分以外は単独 県1/8、市1/8	【対象】 市内民間保育所4園のうち、新制度への移行に伴い、移行前と比較して収入減となる既設の施設(平成28年度:0園) 【補助金額等】 県の民間保育所運営費緊急支援事業実施要綱に基づき算出した額 ○1園当たり補助基準額 年額2,829,000円(上限額) 【国、県等からの財源】 民間保育所運営費緊急支援事業費補助金 県1/8	廃止。	平成28年度で補助事業廃止のため廃止。	特になし。	特になし。
133	市保育士会運営費補助金		南足柄市における福祉の向上及び健康の増進を推進する事業を行う団体として、南足柄市保育士会に対し、その事業に要する経費の一部を助成。市単独補助金		【対象】 南足柄市保育士会 【補助金額等】 予算の範囲内で市長の定める額(平成28年度:27,000円) 【国、県等からの財源】 市単独事業	廃止。	県でも団体に対する運営費補助は見直しされている類似団体においても実施していない。	特になし。	団体における事業や活動が縮小される可能性があるため、合併後、保育所数や保育士数の多い小田原市保育士会との統合を検討することを促していく(各園負担金等により運営)
134	放課後児童健全育成事業運営費補助金		労働等により、放課後保護者のいない家庭の児童の健全育成を図るため放課後児童健全育成事業を運営している学童保育所に補助金を助成する。		【対象】 放課後児童健全育成事業を行う者 【補助金額等】 22,693千円(平成28年8月31日現在実績) 【国、県等からの財源】 国・県1/3	廃止。 小田原市の公設方式を適用するため補助制度は廃止とする。	合併時にすべての児童クラブが公設で運営されるため、南足柄市の民設民営方式を廃止する。	合併後の市全域で同等の見守りサービスの提供が可能となる。	特になし。
135	放課後児童健全育成事業利用料助成金		生活保護受給世帯、又は就学援助費受給世帯に属する児童が利用した場合に利用料の助成を行うことにより経済的負担を軽減し、児童福祉の向上を図るため助成する。		【対象】 本事業を利用する児童の世帯が生活保護受給世帯、就学援助費受給世帯のいずれかに該当し、申請時において利用料の未納がないこと。 【補助金額等】 ○生活保護受給者世帯 利用料の全額(児童1人につき上限額14,000円) ○就学援助費受給者世帯 利用料の30%の額(児童1人につき上限月額4,000円。100円未満切捨て) 【国、県等からの財源】 市単独事業	廃止。 小田原市の減免制度の適用に伴い南足柄市の助成制度を廃止する。	合併時にすべての児童クラブが公設で運営されるため、南足柄市の民設民営方式を廃止する。	南足柄市の就学援助対象者の負担が軽減される。	南足柄市の就学援助減免拡大分の財政負担が増える。
136	青少年環境浄化推進委員協議会補助金	青少年関係機関・団体等の代表者で組織された青少年環境浄化推進委員協議会の活動について補助を行い、青少年に好ましくない環境を早期に発見し、その浄化活動及び優良な環境の整備を行い、もって青少年の健全育成を図る。		【対象】 小田原市青少年環境浄化推進委員協議会 ○事業 青少年に対する有害環境に対する調査と排除活動、青少年に対する優良環境の醸成活動、青少年環境浄化活動の啓発事業 【補助金額等】 59,000円 【国、県等からの財源】 県補助 1/3		廃止。	青少年を取り巻く環境浄化活動については、青少年育成推進員及びセンター職員で対応する。	補助金廃止に伴う財政的効果が見込まれる。	特になし。

No.	事務事業名	概 要		現 況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
137	特別支援学級児童生徒宿泊学習補助金		南足柄市教育研究会が実施する特別支援学級児童生徒宿泊学習に補助金を支給する。(宿泊学習は足柄ふれあいの村で実施。市内の特別支援学級在籍の全児童生徒が参加する。)		【対象】 南足柄市教育研究会主催の市内特別支援学級児童生徒を対象とした宿泊学習を実施する場合 【補助金額等】 40,000円 【国、県等からの財源】 市単独事業	廃止。	すでに平成27年度から南足柄市でも廃止となっているため。	特になし。	特になし。
138	市立中学校部活動協会等登録料補助金		市立中学校の校長が、対外運動競技会等に当該中学校の部活動を学校教育活動として登録した場合に、当該部活動に要した登録料を補助する。(補助割合 10/10以内)		【対象】 校長が対外運動競技会等に登録した部活動に要した登録料(登録するために必要な経費含む)及びそれに係る振込手数料。ただし、対外運動競技会等の主催者側が登録料を負担した場合は、その額を差し引いた額 【補助金額等】 10/10以内 【国、県等からの財源】 市単独事業	廃止。	小田原市の「中学校体育連盟補助金」に統合する。	特になし。	特になし。
139	市教育研究会補助金		市教育研究会補助金の支出		【対象】 市教育研究会に係る運営費 【補助金額等】 市長が定める額 【国、県等からの財源】 市単独事業	廃止。	補助金を廃止し、小田原市の類似事業に統合する。	教職員の研修等に係る経費について、行政が直接執行することで、より適正な執行を図ることができる。	担当職員の事務負担が増加する。
140	西湘地区教職員互助会補助金		学校保健安全法にある健康診断に替わる人間ドック(35歳以上)の受診を助成することにより教職員の健康づくりを推進する		【対象】 教職員が受診した人間ドック(35歳以上)に係る経費及び受診等に係る事務費 【補助金額等】 ○事務費: 10/10 ○人間ドック補助: 4,000円/1件 ○メンタルヘルスチェック: 2,592円/1件 【国、県等からの財源】 市単独事業	廃止。	類似事業へ統合する。	特になし。	特になし。
141	市教育研究会各種事業派遣費補助金		南足柄市教育研究会が主催する各種事業への児童、生徒の派遣費を支出する。		【対象】 市教育研究会が実施する事業(音楽会、陸上大会、文化活動発表会)に児童生徒が参加するための交通費 【補助金額等】 定額 【国、県等からの財源】 市単独事業	廃止。	小田原市の類似事業へ統合する。	特になし。	特になし。
142	南足柄市立幼稚園預かり保育事業運営補助金		南足柄市立幼稚園預かり保育事業運営補助金		【対象】 預かり保育を実施する運営委員会 【補助金額等】 限度額40,000円 【国、県等からの財源】 市単独事業	廃止。	公立幼稚園における延長保育事業は、両市で実施している中、本事業(補助金)は、南足柄市のみで実施(交付)しており、小田原市はもとより、類似団体においても未実施(未交付)のため、廃止する。	経費の節減が図られる。	特になし。